

## 議会基本条例策定代表者会議

○平成26年8月5日（火曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員  
副 座 長 宮 下 誠 議員  
中山 克 己 議員  
鈴木 成 夫 議員  
片 山 薫 議員  
渡 辺 ふき子 議員  
斎 藤 康 夫 議員  
水 上 洋 志 議員  
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員  
白 井 亨 議員  
林 倫 子 議員  
小 林 正 樹 議員  
百 瀬 和 浩 議員  
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦  
議 事 係 長 内 田 雄 介  
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局長 飯 田 治 子  
議 事 係 高 橋 晃 範  
庶務調査係 前 坂 悟 史

---

午前10時04分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

今日は、5月26日と7月7日にお持ち帰りをいただいた項目について議論を進めていきますので、よろしくお願いをいたします。

ナンバー37から行きますが、ナンバー37は全員協議会、第11条であります。持ち帰っていただいた内容は、一つは、この全員協議会を議会が開催を求めるときに、どういう開催要件にしたらいいかということでもあります。

2ページ目に持ち帰り事項としての各会派の案を示させていただきました。一つは、全員協議会の開催について会派代表者会議の開催要件をどうするかという中身であります。この中身については、皆さんからご回答いただいておりますが、どうしましょうか、一つ一つ述べてもらいますか。で

は、ちょっと見解を述べていただきますが、自民党からお願いします。

○中山議員 それでは、ナンバー37の第11条につきまして、自民党案は案①の「会議の招集及び運営は、議長が行う」というところで、全員協議会開催について協議するため会派代表者会議の開催要件ということは案①ということです。それから、（2）の持ち帰りにつきましてはこれで結構でございます。

○森戸座長 案①ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、共産党。

○水上議員 共産党は（1）、「△」と書きましたが、基本的な考えは②です。それで論点としては、なるべく議長の属人性を排して、客観的な条件をやはり作っておいた方がいいのではないかとということで、一応4分の1ということを主張して

きたんですが、ただ一致できるところで、属人性を排して、ある程度の客観的な要件を作るということで、③、④ということでも了としたいというふうに考えております。(2)については「○」ということです。

○森戸座長 続いて公明党。

○小林議員 (1)については4分の1ということで、今まででも申し上げてきましたけれども、ほかの方のご意見に応じて、全員協議会の開催要件の方がこのように定められましたので、柔軟に対応していきたいと思っています。(2)については「○」ということをお願いします。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 (1)については①で、(2)については「○」ということで、意見は記載のとおりです。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 (2)につきまして一応「○」ということで、(1)については④ということにしているんですが、特にこだわっているわけではありませんので、皆さんのお話を聞きながら柔軟に対応していきたいと思えます。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 (1)は②というふうにしていますけれども、本来であれば④でもいいのではないかといいように思っています。ただ、できるだけ多くの人が合意できるのは②ではないかというふうに考えて、(1)については②にしました。皆様のご意見を踏まえて、もう一度考えたいと思っています。(2)については「○」をお願いします。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 意見ということで③を書かせていただいたんですが、実はそんなに強い根拠があって書いたわけではないんです。非常にここは迷うところだということと、一定こういう基準があった方がいいのかなと思って書いたんですが、先ほど申し上げましたように、確たる根拠があったわ

けではないので、現段階で条文を作るのだとすれば、現状に合わせて①でもいいかなというふうには思っております。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 会派代表者会議の開催要件ということで、④の12分の1の議員の請求があった場合ということで記載をしています。全員協議会の開催までではなく、会派代表者会議にこういったことでもお願いしたいというような要望になりますので、できるだけ少ない人数でもオーケーとしていただけるといいのではないかと考えています。(2)については正副座長案でよろしいかと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 全員協議会そのものの開催要件ではなくて、それについての協議をするための会派代表者会議ということで、これが余りにもハードルが高いというのは議会の手足を縛るものになってしまうのではないかといいことで、④というふうに主張させていただきます。でも、今のところちょっとこれは一致しそうなものではないんですけど、ただ、今、現状のハンドブックの申合せ、それでは少し弱いので、もしその①、②、③で決まるようであれば、私は正副座長案でいくべきではないかなと思ひまして、自民党がもし歩み寄っていただければ、私も④から正副座長案という形で妥協してみたいというふうに思っています。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 小金井をおもしろくする会としては、(1)については③、6分の1の議員の請求があった場合というところで回答しております。この理由としましては、あくまで全員協議会の開催について協議するための会派代表者会議を開催する要件ということで、臨時議会の開催よりも当然ハードルが低くて、議案よりも重たいという表現が適切かどうか分からないですけども、そういうところで間をとって6分の1というところ

でどうかなという意見でございます。ただし、①議長判断という属人的な仕組みになっていないものについてはあり得ないんですけれども、ほかの会派の方々と意見調整して、②から④の間で調整できればと思っております。

**○森戸座長** 以上、皆さんからご見解をいただきました。正副座長で協議をいたしまして、正副座長としては、②の4分の1でいけないだろうかということですよ。（「間というか、みんなのあれを」と呼ぶ者あり）皆さんの全体をとってですね。というのは、①がいいという方は7人の議員の方になります。②は10人なんですね。③が3人、④が4人ということになって、多数は②かなというふうに思います。

ただし、②の4分の1ということになると6人、最低、現状の会派数からいうと2会派以上の会派代表者会議の申入れがなければできないということで、最低2会派以上の申出がないと会派代表者会議は開けないということの縛りは付けた方がいいのではないだろうか。6分の1にしたとしても、やはり6分の1だと4人だから、例えば共産党1会派とか公明党1会派とかいうことで申入れができて、開かなければいけないみたいになると、ちょっと1会派というのはどうなのかなと。

会派代表者会議は、2会派が欠席をした場合は会派代表者会議は開かれないという規定もあって、そういうことからいうと、2会派以上が要求をするということからすると、②でもし皆さんに合意をいただけるのだったらいいのではないだろうかということでもあります。

議長の属人性をできるだけ排除していくと。議長の政治的判断だけで動くということを排除していくということからすれば、一定のやはりルール化が必要だというのは大方の会派のご意見だと思っております。もし②で合意をいただけるようでしたらありがたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

**○齋藤議員** 正副座長がそういう方向に行っているとは、私、知らないで、先ほど正副座長案と言ったんですが、そういうことであれば、取消しをさせていただきます。

全員協議会の開催そのものを議長の属人性を排除するという意味であれば分かりますけれども、これはあくまでもその前段の会派代表者会議でありまして、その結果、議長が判断をするという形になっているわけですから、これでは、今、座長が言われることの目的を私は達成していないというふうに思いますので、ここはあくまでも、そういうことであれば④を主張させていただきます。一致できなければできないで、私もある程度しょうがないかなという気はしますね。さらなる議論をしていただければと思います。

**○森戸座長** 一致できなければ、もう元に戻るとい形になりますので。

**○鈴木議員** 何人かの幾つかの会派の中から、議長の属人性を排除するというお話があるんですが、私はこの言葉に非常に抵抗を感じていますね。議長というのは選挙によって選ばれるわけですけど、全会一致の形で最終的に議長をお願いする形で、議会運営を、全員の合意の上で議長を選んでいるわけですよ、結果的にね。そういう中で、私たちの会派としては、そういう形で選出された議長の判断を尊重したいと思っているので、ここで属人性という言葉が出てくるというところではちょっと抵抗感を感じています。一致しなければ、やはりここは現状の形で運用していくべしという考えでおります。

**○齋藤議員** すみません、1点確認をさせていただきたいんですけど、現状のままでいくということは、基本条例にこの条例自体を載せないという形になるのか、ハンドブックの内容でこの条例に載せるという形になるのか、2つ方法はあるのだろうかと思うんですけれども、座長としてはその辺はどんな感じになるかと思っていますか。

○森戸座長 基本的には条文には載せておいて、で、これまでの対応でいくということですね。ただ、議員が全員協議会の開催を請求した場合はということ載せたいとは思っています、私は。ただ、そうなる、では、どういうルール化でこれをするのかという話も出てくるので、ハンドブックの34ページか、81ページですか、全員協議会ですよね。ただ、何も規定はないんですよ。開催要件はないので、議長判断ということになりますよね。

○中山議員 私も、自民党も、それに関連して、要は(2)の全員協議会の開催要件としては全会派一致しているわけですね。それで、その協議をするかどうかという前段階の話なんです、私は、やはり議長として、公平、公正な議会運営の在り方を求めていくべきものだというふうに思っています。当然のことながら全員協議会を開催してほしいという要求が上がってきたときに、なぜそうなのかとか、やはり理由があるから全員協議会を開いてほしいという要望があると思うんですよ。そういう話があったときに、私は逆に、議長は、では、会派代表者会議を開いて、やるかどうかを話し合おうという話には普通はなるというふうに思っています、独断で、そういう要求を受け入れられないというような判断を議長が余りするというのは現実的には考えられないなということで、私どもは逆に申合せ事項やハンドブックにある現状で今までやってきたということを考えれば、むしろ非常に④よりもハードルが低いのではないかなというふうに考えております。

○森戸座長 そのほかいかがでしょうか。

○白井議員 私もさっきコメントを述べるときに、属人的な判断にならないようにということを述べさせていただきましたけれども、私は議員になって、今の篠原議長しか知りません。過去ずっと見てきたわけではありませぬので。今、篠原議長に関しては、私は非常に公平、公正に判断されてい

るなという思いでいます。ただし、全て議長になる方が篠原議長みたいな公平、公正な判断をされていくとは限らないわけですよ。誰も約束できないわけですよ。皆さんがそういうふうに、ほかの議員23人がそういうふうに感じるとは限らないわけですよ。そんな約束はできないわけですよ。だから、数字としてきっちりルール化しておくということが、ある意味、公平、公正につながるという考え方をもって属人的な判断にならないようにという思いであります。

議長選挙の話もさっき出ましたけれども、私としては、裏で調整しているわけですから、所信表明をして、この人に1票入れるという形で客観的判断をもってやっているわけではないと思います。合意はしていますよ。そういった意味では、合意をして議長として選ばれているわけなんですけれども、ちょっと望むべきプロセスではないかなというところはありますが、さっき申しましたように、やはりルール化しておかないと、仮にいいと思った人が、ちょっと言葉はあれですけど、横暴を振ったときに止められないわけですよ。そういうことがあるかもしれない。あるかもしれないという、そういう可能性を残してしまうことは適切な議会運営のルールではないかなと思っています。だから、一定の客観性を持ったルール化をしましょうということなんです。そこら辺ちょっと誤解のないように捉えていただければと思います。

○中山議員 ありがとうございます。私どもも誤解をしているつもりは全くなくて、白井議員と考え方というか、そうあるべきだというふうに思っています。

それで、むしろ逆に考えますと、例えば4分の1でも12分の1でもいいんですけど、誰か議員が全員協議会を開いて何か協議した方がいいのではないとか、明らかにすべきではないかと思ったときに、議長に相談に行って、では、4分の1

の賛同がないから、これは協議をしないということになっても、僕は逆におかしいのかなと。例えば開いてほしいという要求というのはあるというのは当然のことで、そこからそれを開くかどうかというのは、この後の会派代表者会議で協議をするわけなので、そういう意味でいうと、私は逆にハードルを低くするという意味で①案ということ自民党は言ってきたんですね。

ですから、どうしても皆さんが①案はのめないと。例えば4分の1とか6分の1は要るでしょうという、今の白井議員の説というか原理から考えて、それ設定しておいた方がいいということであれば、我々は歩み寄ってもいいかなと。意味が一緒ですからね。ただ、逆に規定数に達しないときに葬り去られる方が変ではないかなと。だから、要は会派代表者会議で協議して、開くかどうかを決めるわけですから、そこの前段階については、私どもは現状どおりでいいのかなと、逆に思っていたんですね。

ですから、そこは白井議員のおっしゃっていることは、誤解はしていないつもりなんですけど、むしろ逆に規定することによってそれが障壁になるのではないかなと。ただ、そこはならないですよ、逆に設定しておいた方がいいですよということであれば、自民党としては、今、ちょっと湯沢議員と協議しましたが、歩み寄ってもいいかなというふうに考えています。

○齋藤議員 それで、私の発言の冒頭で、自民党に何とか④という形で歩み寄れないでしょうかというお話をしたわけです。

○森戸座長 ②でもいいかなという。

○五十嵐議員 このことに関しては、そんなに強くこうすべきという考え方はないんですけど、白井議員が言われた懸念とはちょっと視点が違って、例えば議長になられる方がどなたになるか分かりませんが、開けという人と開くなという人が両方あった場合、議長は多分迷うということもある

かなということを考えてときに、一定基準がある方が判断をしやすいということもあるのかなとちょっと思ったりしまして。だから、緩やかな基準というのはあってもいいのかなという思いで、実は②、③、④を考えたんですね。

本当は正副座長案が言ったように、2会派というのも、私もちょっとこだわって、現状2会派という②だよなというふうに迷ったことは迷ったんです。やはり理由だと、その2会派というのが一番いい理由なんだなと思ったんですね。だから、そこはちょっと迷ったんですが。4分の1という6人だなと思いながら、2会派といっても、場合によっては2人でも2会派になるしと思いながら、ちょっとその数に関してはかなり迷ったあげく、真ん中をとったというのが現状でして、緩やかな基準はあってもいいのかなという思いはしているんですね。

例えば②が今、正副座長案から示されたとしても、仮にそういうふうにするようになったとしても、これはやはり現状の変更だから、議会運営委員会にかけなくてはいけないわけですよ。ここで、どうしても一致しないということであれば、もうこれは現状のままということで、どこかで②のところで、ある一定線とか見えるようであれば、これは議会運営委員会にかけるということになりますよね。そういう解釈でいいですよ。

○森戸座長 基本的には現行を変えるわけで、会派代表者会議の開催の仕方なので、やはりきちんと議会運営委員会には、これでいきたいということをご承認いただかなくてはいけないかなと思っています。

○小林議員 議長になる方のご負担というか、いわれなき批判をできるだけ排除しながら安定的な議会運営をしていただきたいという意味からすると、何らかの規定は設けた方がいいのかなと思っ

いうときに、会派の中でも話がまとまっていない場合でも提案をすることができるわけですね。先ほどの比較的大き目の会派の場合にはですね。その場合、やはり常識的な議長であれば、ちょっと会派の中で話し合ってきてくださいよと返すといったときに、何なんだ、横暴だというような話になっても、それはちょっとおかしな話であって、そういった意味でも何らかの規定がやはりあった方がいいのかなと。

今、五十嵐議員も言われたように、2会派というのは非常に、会派代表者会議を開く意味でも、先ほど座長も言われた2会派欠席の場合は開かないというような理由からも一つの基準かなと思っていて、余り選択肢を増やすつもりはないんですけど、落とすところの一つの案として、2会派という規定にするということにすると、5人、6人という捉え方もあるし、2人という捉え方もあるし、いずれにしても1会派ではないんだよということで、2会派というので納得いく方が多ければ、そういう方法もあるのかなというように感じますけど。

**○森戸座長** 小林議員がおっしゃる2会派というのは、例えば1人会派が2人でもオーケーということですか。なるほど。

**○渡辺（ふ）議員** 私も2会派という、複数会派ということで公明党の中でも話が出ていたんですけど、他市の様子を伺うと、やはり3人以上にならないと1会派にならないとか、案外そういう議会が多かった気がするんですね。小金井市は1人でも会派が作れるということで非常に先進的な市だというふうに思っているんですけど。何で3人以上でないと会派ができないのかという辺りは、やはり議会運営上とか、ある程度話し合いをして煮詰めていくとか、そういう努力をすることがあるということで、そういうふうになっているのだと思うんですね。

そんなことはありませんけど、本当に好き勝手

といたしますか、いろいろな思惑で2会派が例えば1人ずつだとして、2人の方がというようなことが起こりかねないとする、ある程度の話合いの中で2会派、公明党が言っています6人というか、そういった人数になることというのは非常に現実的だと思うんですね。

余り極端なことを言われる方ばかりではないと思いますし、そういうことから考えると、そんなにハードルを高くするものではないというふうに、私は思います。ですから、小金井市というふうに限ると、そうではないんですけど、3人ぐらいは同じ意見としてまとめて、そういう方が2会派できるというようなふうにも考えることもできるのではないかなというふうに思うんですけど、それは議会に協力するという上でも本当にまともな考え方ではないかというふうには思うんですけども、その辺についてはいかがかなと思います。

**○斎藤議員** 今まで皆さんのご意見、全員協議会を開くそのものの要件とすれば、皆さんのおっしゃることはよく分かるんですよ。その前段の会派代表者会議を開く要件なんですよ。だから、それがなぜ議案提案権とか臨時会の開催の条件と同じになってしまうのか、そのバランスが私は非常に悪いという意味で言っているんですよ。

逆に、前に、そうはいっても開催するときには市長と調整しなければいけないということで、この事前の会派代表者会議を開くことと全員協議会を開く要件と分けて考えましょうということに、私も一致してここまで来てはいるんですけども、準備段階の会派代表者会議の開催要件に余りとらわれてしまうと、私は地方自治法とのバランスが崩れてしまうのではないのかなというふうに思っています。

だから、逆に言えば、会派代表者会議を開く要件を何分の1というふうには、開いてそのことを考えるのであれば、皆さんのご意見に、ちょっと議論にのれるんですけども、事前に会派代表者会

議を開く段階での要件では、なぜそこまで皆さんハードルを高くするのか、私には全く理解ができなくて、ほかの条文との整合性もやはりこれは考えていかなければいけないのではないかというふうに思いますので、そういう観点でもう少しお考えいただければなというふうに思います。

**○森戸座長** 今、公明党からの提案は、新たに6分の1とか何とかではなくて、2会派以上からの提案があった場合に会派代表者会議を開くと。そうすると、例えば1人会派が2人で、全員協議会を開くための会派代表者会議を開いてほしいということ是可以になるということですよ。そういう間をちょっととった提案もあったんですが、その点はどうなんですか。

**○中山議員** よく分かります。それで、個人的には、全員協議会の開催要件というのはもう一致していますので、ここの会派代表者会議の中の協議でまともれば開催できるということであれば、会派代表者会議を開くための条件というのはどちらでもいいかなと。逆に言うと、斎藤議員や白井議員のおっしゃるように、ハードルを高くする必要は逆はないのではないかなと。だから、要請があれば開くかどうかを協議すればいいわけで、そういう考え方なんです。

ただ、自民党としては、2会派とか会派単位で物事を進めていくことには非常に抵抗を持っています、納得ができないんです。それはやはり民主主義の考え方からいうと、議会運営上ですから、余りここの部分はこだわるつもりはないんですが、会派単位で物事を考えていくと、結局、では、自民党も5会派にするかという話になってくるんですね。もちろん少数の単位の会派の方を無視するとか葬り去るというつもりは全くないんです。やはり少数の方々の意見も聞いていかなければいけないんですが、それが会派単位になってしまうと、少数の方の意見が強くなるというような懸念も持っています。そんなことはないよと

っしゃるかもしれませんが、小金井市議会では。だけど、そういうふうに思っています。だからといって、最大会派が私たちの意見を聞けというつもりも全くないんですけども。

公平、公正にやるためには、会派単位で考えるというよりは、むしろ今おっしゃったような12分の1とか4分の1、極端な話をすると、議長判断になれば、別に1人の方から要請があって、では、まずは会派代表者会議を開くよという話になる場合もあるので、我々はそういう考え方に基づいて、今まで来ています。

ですから、会派単位での考え方というのは、今、小林議員のご意見は否定するものでもないですし、我々も理解できるので、それはそれでいいと思っはいるんですが、それが全体的な議会運営の中に会派単位の考え方が根づいていくというのは非常に抵抗を覚えます。

**○板倉議員** 今、(1)の②、③、④にするか①にするかという議論なんですけれど、議長は情報を把握していて、議長以外の方が情報を把握していないという場合がありますよね。議長としては、これは全員協議会を開いた方がいいなと判断するものがあつたとしますね。その場合でも②、③、④の何かに該当しないと開けないというふうにするのか、①も含めて、議長独自で開催しなければいけないと判断する場合もあるというふうに捉えるかによって、ちょっとまた議論が変わってくるかなと思っています。

議長は、この案件については開催した方がいい、と思ったものがあつたとする。会派代表者会議を開いて、全員協議会の相談をしたいという案件があつたとするではないですか。要するに議長は情報を把握していると。だけど、議長以外の方は情報を余り把握していなくて、開催の必要性をまだ認識していなかったという場合どうするのかなというものがちょっとあるのだけど、それはどう整理しますか。言っていることは分かりますか。

(「分かります」と呼ぶ者あり)

**○白井議員** ちょっと議会事務局の方にもそれは確認したいんですけども、そもそもそれは全員協議会とは別で、会派代表者会議としてどういうときに開催されるとか、何かその辺のハンドブックの34ページ辺りに書かれていることで、議長の判断で、多分報告事項なのか何かで開催するというものでいいのではないかと考えています。要するに条文の第11条は、議員が請求した場合は速やかに対応するというに当たるので、あくまでそれは議長以外の議員が全員協議会の開催を考えたときに、議長はこういう対応をするという条文の中のルールという捉え方をしていたんですが、その辺はちょっと議会事務局としてもいかがですか。

**○飯田議会事務局次長** ご指摘のとおり、私ども議会事務局の方でも、第1項のところ「議長が招集し、開催するものとする」というふうになってございますので、まず1点、都市計画その他重要政策について協議を行うという必要があった場合に、議長が判断して開催するものというのが1点、そのほかに議員の方から開催を請求した場合というふうに2本立てになっているかなというふうに思っていました。

それで、それを更に明らかにというのですか、明確にするためには、この第2項のところ、例えば「議長は、前項によるもののほか」とかというような言葉で、そのほかに議員の皆さんから請求があった場合はという形の作りにすれば、よりはっきりするかなと考えております。そんなふうになれば、第1項の方で議長が市長と相談されて開くというのが1点、それから2点目として議員の皆さんの方から請求があった場合という2点という形になるかなというふうに思っております。

それで、現在では全員協議会については議長に一任というふうになっておりますのと、あと、会派代表者会議についても会議の招集及び運営につ

いては議長が行うものとするというふうになっておりますので、もし会派代表者会議の開催を議員の要求でというふうになりますと、ちょっとこちらの議会運営委員会にかけて、このハンドブックの方を変えなければいけないという形になってまいるかと思っております。

**○水上議員** それで、会派数か議員数かということについて言うと、小林議員が言われた会派数というのは一つの知恵だなと僕は思うんですよ。この議論の中では有効性はあると思うんですが、ただ、議会基本条例のある程度長いスパンで考えたときのことを決めていったときに、会派の構成というのはいろいろあるわけだから、僕はやはり議員数で規定していくというのが基本ではないかなという感じがあります。

あと、今の議論の原点みたいところは、要するに本会議や委員会は開催の基準があるわけですよ。ルールがあるわけだけど、全員協議会は全く議員から要求して開催するといったときの開催要件やルールがないわけだから、ある程度、物を考えなければいけないというのが出発点だったのではないかなと思うんですよ。ですから、大きく言うと、今までの議長一任なのか、議員からの要求の基準を作るかどうかというようなところが根本的な問題として一つあるのではないかなと思うんですよ。

中山議員からも表明があつて、ある程度、もし客観的な基準があつてもいいというようなことだったのかなと僕は受け止めたんですが、だとすれば、ここまで議論をしてきた関係もあるので、何らかの議員からの要求のルール化をするということをするか、しないかというところをちょっと確認してもらって、あとは何分の1にするかというのは随分分かれているので、そこはどこで調整して一致できるかという形にならざるを得ないとは思っていますよ。そういう形でちょっと議論していただいたらどうかと。

僕らは、なるべく客観的なルールを作っておいた方が、全員協議会についてはルールがないわけだから、いいだろうということで、ルールについては②なんだけども、ほかの意見も含めて一致できるところで一致しましょうというのが僕らの考えなので。そういうルール化というところで合意ができるかどうかというところが一つあるのかなという感じがあるので。

提案としては、そこを確認した上で、もしだめだったら、今のおりやるしかないですよ。ただ、そこで多少歩み寄りができるのだったら、あとは何分の1にするかという基準を考えるというふうにできないかなというふうには考えているんです。

○宮下議員 一言だけ。この中で議長経験者は1人しかいないわけですよ。本当だったらやはり議長というのは、ルールというか縛りが無い方が、できるだけ自分の思いどおりにやれるのだったらできた方がいいとは思いますが、やはりあった方がいいなと多分思っていると思うので。

多分これからこの中でもたくさんの方が議長になられるとは思いますが、苦労されるのではないかなとは思っているので、いろいろ先々のことを考えると、小金井市の場合は、議長の少し悩みを将来的に取るというふうなことも考えると、ルール化されていた方がいいのかなというのが正直私も思っていて、そういったこともあって、ここは少し熱心に議論できればなと思ってきていました。

でも、どうしても話がまとまらないということであれば、涙をのんで、現状どおりというふうになってしまうかなとは思いますが、できれば議長経験者の気持ちもちょっとは酌んで、この辺でちょっとルール化をぜひ考えてみていただけたらなと思っています。

○森戸座長 それで、一応自民党も①とは言って

いらっしゃるんですが、全体的にはそこにこだわらず、4分の1なり何分の1か分からないけれども、一定の議員数の申入れがあればいいのではないかなというふうに言っています。

○中山議員 (2)が決まっていますからね。

(2)がなければ、ちょっとこれは考えなければいけないんですけど、基本的に全員協議会を開催するかどうかの協議をする会派代表者会議を開くかどうかですから、僕は、1人からでも要請があれば、全会派で、無条件で開いて協議していけばいいと思うんですよ。というふうに思っていますので、そういう意味で案①という自民党案を申し上げていましたので、歩み寄ってもいいかなと。

ただ、すごくこの議論は変と言ったら、ごめんなさい、別に軽く言っている意味ではないんですけど、12分の1とかといたって、事実上規定がないようなものではないですか。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）だから、2人いればいいのでしょうか。それだったら、別に1人からでもいいのではないかなと、僕は個人的には思いますけど。

○鈴木議員 自民党も必ずしも①にこだわらずということなんですね。私たちはそもそも全員協議会が議長判断で招集するというところに、これは一致している。これは意見のところでも書かせてもらったんですけど、そもそも全員協議会自体が議決を求めているんですよ。そういう中では、全員協議会開催要件を決める会派代表者会議の開催要件を数で縛る、ルール化することは余り意味がないのかなという思いは変わっていないですよ。①で一致していて、全員協議会を議長判断で開催するというところで、私はそれに対して必要なら、全員協議会の開催が必要な場合も議長が判断して開催するべきということで、私たちの主張は変わらないんですね。

なので、ルール化が必要ということですけども、現状議長の判断でということルール化されているわけで、民主党としては、これは協議した結果

なんですけど、今の私たちの判断、それから主張というところで、ごめんなさい、歩み寄るという思いは現状では持っていないです。

○齋藤議員 議長判断でできるということは、ある意味では、簡単に開催できる。しかし、議員の意思に反して開催しないということもあり得るんですよ。それはルールを決めておかないと。ですから、それは必要なんですよ。何もしなければ、スムーズな運営になるかといえ、常時はそうかもしれないですけども、非常時の場合にはそういうことも起きてくるわけですよ。議長の恣意的判断ということだけではなくても、そういうものが出てくる可能性があるのがルール作りなんだということ、ぜひそれは分かっていた方がいいと思います。

○森戸座長 議長の判断ということほど難しいことはないですね。だって、両方から責められるわけですから。もうある意味、そういう意味では一定のルールの中で、これはルールどおりやっているんだと議長が説明ができる方が、市民的にもやりやすいし、スムーズにいくということなんですよね。だから、そういう意味で、ちょっとそこは五十嵐議員もおっしゃったんですけど、一定のルールというか基準を設けてやっていった方が、議長になり手がなかなかいない中で、本当にやはりきちんと議長がスムーズに運営できる方策を考えていくことは大事ではないかなと思うんですよね。そこをぜひ。

○中山議員 皆様のご意見は理解できます。ただ、これ、議会運営上の話ですから、ルール作りというよりは、僕は非常に、インテリジェンスな意味では、議長が非常に各会派を回って、幹事長、こういう話があるんだけど、どうかと言って、議会運営上の協議をやりながら、では、開きましよう。で、実際に開催するかどうかとか、そういう運営上の重大決定はきちんと公開された場で議論されると。僕はこれは非常にインテリジェンス

な議会だと思いますけどね。

だから、何でもかんでも皆さんの意見を否定するつもりはないんですけど、もともと協議する、議論する場が議会ですから、議長がある意味取りまとめてやる。それで、それが例えば開催してほしいという意見があるのに抹殺するような議長は、もう不信任で失脚するというような仕組みづくりもあるわけですから、僕は議長のそういうものは担保されていると思いますよ。余り深く僕は協議するような内容ではないかなと思っていました。ただ、今、鈴木議員もおっしゃったように、このままだと不一致になりますから、仕方がないのかなと思います。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前11時20分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、この全員協議会の議員からの開催要件について、全員協議会の開催要件は、議長が会派代表者会議を開催し、各会派の意見を聞いて、議長の判断において市長と調整して開催の有無を決定するというのは、これは全体は一致しておりますが、では、会派代表者会議を開催するためには一体何人の請求があった場合に議長は開くのかという点については、現時点で一致をしておりません。しかし、全体はルールがあった方がいいだろうというところは一致をしているところであります。

その点からすると、①の議長判断というふうには回答されている会派の皆さんにはもう一度お持ち帰りをいただいて、一定のルールのもとで会派代表者会議の開催要件について結果を持ち帰っていただきたいと思います。なお、それ以外の会派の方も4分の1、6分の1、12分の1と大変意見は分かれております。歩み寄っていても良いという会派もいらっしゃいます。では、どこで歩み寄

れるのか、また、その歩み寄れる議員数はどういう根拠を持っているのかということも、できれば説明ができる内容を持っていただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

持ち帰りでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** それと、民主党の会議規則の第119条別表「議会の運営」の削除については反対だということが言われています。それは第1項の方ですね。全員協議会については、もとの表現でいきますと、「市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に」というふうになっていましたが、「市長が都市計画その他重要政策等に関して」、これは変わらないのですね。ただ、(2)の正副座長の持ち帰り事項で、会議規則の第119条の「協議・調整の場」の別表の目的、これに「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」となっています。この「議会の運営」という言葉については、議会運営委員会があり、全員協議会で研究及び協議することはないので削除することを提案しますということを正副座長案で提案をさせていただきます。

これについて、民主党からは反対ですと。全員協議会で研究及び協議をする可能性が完全にはないと言い切れないのでないかということが言われています。それで、これはなぜこういうふうな規定になっているかということ、平成20年、今から6年前、標準会議規則の改正が行われました。これは、会議の範囲をもう少し拡大をすることが必要だということで、全国都道府県議長会、全国市議会議長会、町村議長会、3つの議長会が総務省に要望し、議会活動の範囲を拡大することになったんです。今までは本会議と委員会しか議会活動としては認められなかったのを、全員協議会や会派代表者会議、それから委員会、協議会、こういうものを議会活動の範囲としようということで地方自治法の改正があり、標準会議規則の改

正が行われたわけです。

特にこれは町村議会なんですけど、町村議会については議会運営や議案の審査の協議・調整を行う場は全員協議会なんですね。(「議会運営委員会ではないんですね」と呼ぶ者あり) 議会運営委員会ではないんです。全員協議会で行っているということがあって、それで、「議会の運営に関し協議又は調整を行う」というのが標準会議規則に入っていて、それがそのまま市議会議長会の標準会議規則にもなっているという実態なんです。

総務省は、実態に合わせるということを言っていますので、小金井市議会は、議会運営に関する協議については議会運営委員会で行っているということであって、全員協議会では行っていません。したがって、わざわざ議会運営委員会に関する協議を入れる必要はないのではないかと。むしろ入っていることで、市民から、では、全員協議会で議会運営に関する協議、何をやるんですかと聞かれたときに、実態がないので、私たちが説明はできないということで、これは正副座長としては会議規則の方の文言は整理をした方がいいだろうという提案であります。

それで、すみません、皆さんのお手元に資料が配られております。近隣他市の会議規則であります。小平市、西東京市とあるわけですが、裏の国分寺市を見ていただきたいんですが、国分寺市議会は、全員協議会には「議会の運営」というのは入っておりません。これは実態として入れていないのだらうと思ひますので、ちょっと次長からも説明をお願いしたいと思ひます。

**○飯田議会事務局次長** ただいま座長の方からご説明がございました資料の方をご説明させていただきます。

今、座長の方からございましたように、全国的な実態、つまり多くの自治体で議案の審査または議会の運営に関し協議または調整の場として全員協議会や会派代表者会議が開催されている実態に

基づいて、その会議の名称、目的、構成員、招集権者を会議規則に定めるよう全国市議会議長会からも標準案が提示されております。

先ほど座長からもございましたように、各市の実態に合わせて定めれば良いわけでもございまして、配付資料にございますように、小平市では全員協議会の目的を「市政全般にかかわる事項や議会の運営に関する事項などを協議すること」、西東京市では、本市と同様ですが、「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」。裏面を見ていただきますけれども、調布市議会は「議会の運営及び市政に係る重要案件について、協議又は調整を行う」となっております。国分寺市につきましても、全員協議会の目的を「市政に係る重要事業・事件について協議又は調整すること」というふうになっておりまして、その上に表示のございます会派代表者会議につきましても「会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整すること」となっております。ですので、実態に合わせてその目的を定めているということでもよろしいかと思っております。

なお、武蔵野市、三鷹市、府中市では会議規則に第100条第12項に規定する協議の場の規定はございません。

**○森戸座長** ということでもあります。

民主党、そういうことでもあります、どうでしょうか。

**○鈴木議員** 今回の地方自治法の改正ということに連動しているということですね。背景についてご説明いただいたので、削除の方向で了したいと思います。ご説明ありがとうございました。

**○森戸座長** ということでもありますので。これ会議規則の改定になりますので、一応、議会運営委員会にこれは申入れをしなければいけない部分でありまして、議会運営委員会で最終は決定していただくということになりますので、この点は削除

でよろしいですか。議会運営について。では、そのようにしたいと思います。

続きまして「討議の保障」、ナンバー38に行つてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** 「自己研さん・調査・研修・政策立案」であります。

持ち帰り事項についてなんです、**「討議の保障」**を何章に規定するかということと、議員間で討議するということについての持ち帰りですが、それぞれ言っていただけますか。

自民党。

**○中山議員** (1)、こちらは協議いたしまして、この「討議の保障」については②の第5章「自己研さん・調査・研修・政策立案」で規定して一本化していくのがいいのではないかという意見でまとまりました。

**○森戸座長** 共産党。

**○水上議員** 共産党は(1)は①で、「討議の保障」の中身なので、第5章の「自己研さん・調査・研修・政策立案」のところにはちょっと当てはまらないのかなということで、「議会の運営及び議員の活動原則」に持っていった方がいいということなんです。

(2)は「○」ということで、第5章については「自己研さん」という言葉に該当する条文がないので、「自己研さん」というのは取ったらどうかなということをご提案したいと思います。

**○森戸座長** 公明党。

**○宮下議員** これは①でも②でも「○」という意味で、すみません。調整に可能な範囲ということでもございます。

**○森戸座長** 民主党。

**○鈴木議員** (1)については①でいきたい。「活動原則」ですね。

(2)の方は「△」なんですね。これもいろいろ議論になるのかなと思うんですけど、現状の運

用というか、協議会が議員間討議にという受け止め方を今しているんですが、私はあれが本当に議員間討議になっているのかということではちょっと疑問を感じているということで「△」ということです。あとは記載のとおりということでお願いします。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 (1) ②でお願いします。

○森戸座長 ②。

○百瀬議員 はい。(2)は「○」です。ごめんなさい。

○森戸座長 第2章は規定するだから、①ですよね。

○百瀬議員 第2章は①です。ごめんなさい。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 (1)は第5章の「政策立案」というところで規定して行ってほしいと思っています。先ほど鈴木議員がおっしゃったように、現状が政策立案をするための議員間討議になっているかといえば、私もちょっとそこはまだまだ十分ではないのではないかなというふうに思っているんですが、これを「運営」とか「活動原則」というところに持っていくと、先々の発展がないような気がしてまして、これから本当の意味での議員間討論をしていくのだという期待を込めて、この「政策立案」というところに置いておいてはどうかというふうに思っています。

(2)については「○」でいいです。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 この条文が議員間の討議ということですが、どちらかという第2章の方が落ち着くかなというふうに思いますので、①でいいかなと思います。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 私もこの①ということで、場所を第2章に移した方がいいのではないかとはい思っているんですが、今、生活者ネットワークのご意見な

どを伺って、そういったご意見も尊重しながら考えていければいいかなと思ったところです。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私も(1)については①というところがふさわしいと思います。今後の条例の発展ということであれば、その段階で具体的に条例の提案をされればいいのかと思って、少し違和感のある条文を現段階から作るというのは余りよろしくないのではないかなというふうに思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私も(1)については①ですね。第2章「議会の運営及び議員の活動原則」のところに置くのが適切かなと思っています。その理由としては、ここで書かれてある第13条の条文に関しては、やはりどちらかという「活動の原則」に当たることを書いているのかなと思っています。なので、その「活動の原則」であり、プロセスをやはり規定する上では第2章の方が望ましくて、例えば「政策立案」というものは、結局それをより実現化していくための具体的な手段ということになりますので、これはこれで第5章でやるというところをきっちり分けて考えた方がいいと思います。

○森戸座長 大枠は第2章でいいのではないかなということなんですが、自民党と生活者ネットワークが第5章そのものでいいのではないかなというご意見であります。どうでしょうかね。

それで「討議の保障」、それから「議員間討議」、「議員間で討議」を行うことについては、この正副座長案の一番下に2行ほど書いてあるんですが、全体の一致点は「新たに議員間討議について、議会改革することなく、現状どおりの運用で討議を条例に規定するので、新たに討議の保障について規定しないことを提案する」というふうに書かせていただいています。現状で議員間討議をやり始めたら、小金井市議会の場合は終わら

ないだろうと。これは前回ぐらいにちょっと議論をさせていただいたかなと。

では、現状で政策立案できていないかという、条例提案や予算の組替えや修正や、そういうものに対する質疑をやられるというのも、これも議員間での討議の中に入りますし、そういう点からいえば、政策立案というかな、議員間討議というのはやっていないわけではないということなので、そこはちょっと、前回だったか前々回だか、一致してきたのかなと思っておりまして、そういう意味では、現状を維持するという意味での議員間での討議だと。ただ、将来的に、いや、もっと活発にいろいろやった方がいいということになれば、それはそういうことになっていくのだろうと思うんですが、ちょっとそこが認識を一致させていただきたいなと思っていますところ。

**○斎藤議員** この代表者会議の中で、議員間討議をやるべきだということで、一定の研究をしましたよね。そうすると、やればやるほどいかに大変かということが分かって、今、座長が言われたような形になったと思うので、この先、議員間討議をやるべきであるということであれば、どういう形でどういうふうにやったらできるのかということも含めてご提案いただければ、それはもう一生懸命考えていきたいと思っておりますし、また、陳情に限っていえば、できる可能性は強いのかなと。

部局に対する質疑のほかに、この陳情をどう扱うのか、議会としてどうするかということを議員同士で、委員同士で討議をすることというのは、これは可能性があるのではないかなというふうに、私はまだ残しております、ただ、その議論まで行くと、それこそ議会運営委員会のマターになりますし、今やっているところの中とすれば、現状の議論の範囲で条例を作るということで、致し方ないのではないかなというふうに考えております。

**○片山議員** 先日、作業部会の1班でもちょっと話し合っていたんですが、真ん中辺の会議規則の

こちらの「質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない」という、ここについてどうするかというようなことを、1班での整理はちょっと難しいという話をしていたところだったんですが、ただ、議員間討議とちょっとまた別の形で、ここは整理した方がいいかなというふうには思っているところ。

それとまた別で、前の方に（例1）、（例2）と書いてあるわけなんです、ここに上げていること以外にも、議会運営委員会であるとか、また、この代表者会議であるとか、そういうところでは質疑というよりは議員間の討議を実際行っているものかなとは思っている、こういった事例なども挙げながらということでの現状認識をしながら条文を作っていければいいのではないかと思います。

**○森戸座長** 片山議員から言われました、この「質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない」というところは、今、整理した方がいいですか。一応作業部会では議論できないということで、返すということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○飯田議会事務局次長** 今お話に出ました会議規則の件でございますけれども、標準の地方議会の会議規則の解説に載っているところですが、質疑者が自己の意見を述べなければ、質疑の意味をなさないこともあるので、このような場合は意見を述べるのが許されることがあると。ただ、必要最小限ということであって、それで長々、長く自己の意見を吹聴するというか、長く述べられるということだと、質疑ということではなくなってしまいますので、その範囲を超さない限りで、自分はこの意見なのだけれども、どうなのだろうかという質疑をするために必要最小限の意見を述べるということは許されるものというふうに解されております。ただ、意見だけを述べていくということだと、そちらは討論の方で述べていただく

ということになろうかと思えます。

○森戸座長 という解釈がありますので。今の「長々」というのは次長のですよね。そこはちょっと今、解釈には書いていないので。（「最小限とは書いています」と呼ぶ者あり）最小限。（「必要最小限だね」と呼ぶ者あり）はい。ということなので、だから、できないわけではないということですね。そういうふうに、これは先にまとめておきたいと思えますので、よろしく願います。

どうでしょうか、自民党と生活者ネットワーク、全体は①でまとまるような状況なんですけれども、討議を保障していくということは、議会運営の原則としても、まあ、いいのかなというのが多数なんですけど、お持ち帰りいただくことはできますか。どうしますか。いいんですか。

○中山議員 この第5章に関しては、いわゆる先ほど林議員からお話あったように、政策立案に関する協議ではないかという考え方もあったんですが、皆さんが大方①ということで一致しているのであれば、まあ、ここは歩み寄りですとまとめるのであれば、それでも構いません。

○森戸座長 林議員、いかがですか。

○林議員 条例提案など、今の状況でも政策立案はしているのではないかということなので、私は②のままでもいいのではないかというふうに思っているんですが、すみません、ちょっともう一度持ち帰ってみます。

○森戸座長 では、生活者ネットワーク、これ持ち帰っていただくということで、次回までをお願いします。

では、全体はこれでいくということで確認をされているということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ありがとうございます。

次に、第14条であります。ここは正副座長からの提案というのが8ページにありまして、「議会

研修会」とするということかどうかということと、第16条の議会研修会を全部削除をするということでもあります。「必要な機関」というのは、これは第2部会第2班において必要な機関及び政策検討会については課題を整理していただいております。一定、正副座長には回答をいただいているところですが、ちょっと班長さんとも十分に調整をしたいと思っておりますので、ここの議論はもうちょっと保留にしたいと思えますが、この第14条と第16条についてであります。

自民党からお願いします。

○中山議員 これは、正副座長案のご提案で結構かということでまとまりました。

○森戸座長 続いて共産党、お願いします。

○水上議員 共産党も「○」ということで大丈夫です。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 「○」をお願いします。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 「○」で結構です。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 正副座長案で結構です。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 第16条の削除というところで、残してはどうかというふうに、以前提案したんですけれども、後ほど「検証」のところで、ほかの議会で行っている検証というのをちょっと提案したいなと思っているんですが、いずれにしてもこの議会基本条例を全員で見直していく、その中でそれを研修と兼ねるというような形をとっていただければ、ここについては了としたいと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 正副座長案で結構です。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 こちらでまとめるということで了解したいと思っているんですが、確実にこの議会基

本条例について研修する場が必要だということは申し上げておきます。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　第14条のほかの部分は今日もちょっと協議をさせていただくということなんですが、この部分に関しては正副座長案でそのまま結構だと思います。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会。

○白井議員　議会研修会とすることについてはオーケーですが、ただやはり、第16条、これは前も言いましたけれども、研修会全部を削除することには反対という形で考えております。ただ、これ、反対する理由が、結局、初当選議員に対して議会基本条例に関する研修をやらないということになれば反対という意味ですので、さっき生活者ネットワークがおっしゃられたように、例えば第22条でしたか、検証するところにその内容が盛り込まれるのであれば、ここで削除するということが自体は問題ありません。要するに初当選議員に議会基本条例についての研修をやるということであれば、ここは削除してもオーケーです。

○森戸座長　今、全会派からご意見いただきました。

それで、これを提案させていただいて、皆様のご意見を頂いた後、ちょっと正副座長と議会事務局も含めて協議をしたんですが、「初当選議員への説明会」というのを資料でお配りしてあります。議会研修会の中で、この条例を、研修することを削除するというふうにしたんですけども、これを見ていただくと、初当選議員への説明会の最初に新議長が20分、何を話すか分からないんですけど、話すことになっているんですよ。だったら、ここで議会基本条例にも触れてもらったかどうかと。30分ぐらいにしてもらって、議会基本条例があってということをやってもらった方がいいのではないかなと。分かりますか。削除はするのだけれども、初当選議員の研修会の中で議会

基本条例に触れてもらうことはできるのではないかなというふうに思ったんですが、どうでしょうか。

○白井議員　どう思われるか分かりませんが、20分や30分そこらでこれだけ何十回とやっている議会基本条例の理念と考え方、それに対する思い、これの位置付け、役割というものが認識されるとは思わないので、せめてやはり半日ぐらい時間をとってやるということは、私としては……。これだけ何十回と集まって。まだまた集まりますよね。何十回と、何十時間集まってやっているわけですから、ここの思いをやはり継承していくというのは、小金井市議会としては大事なのではないかなと私は思います。

○片山議員　ちょっと私は初当選議員の研修というところに違和感があつて。また復活組もあると思いますし。これは、例えば先日、上越市に議会運営委員会で視察に伺ったときにも、パワーポイントなどを作って、ほかの議会から来たときにも分かりやすくまとめられていますよね。そういった多分恐らく何かしらこの条例ができた後に、こちらの説明ができるような、そういったまとめを作らなければいけないのではないかなと思うんですが、例えばほかの視察にも対応できるような、1時間だか2時間だかのそういった説明ができるものができるとすれば、議長が新しく代わっていったりとか、議会運営委員会の委員長がするのかもしれないですけども、何かしらそういった誰にでも説明できるようなツールは作っておいて考えていくというような方向がこれから必要ではないかなというふうには思っているところです。

○森戸座長　30分で何が説明できるかと言われればそうなんですけど。何分にするかは別にしても、新議長が説明をする時間があるということであれば、ここで、片山議員もおっしゃったんですが、一定のツールを作ってください。ツールを作ってくださいというのは、共通のツールを作って、誰がやっても説明ができるというふうにできれば

いいのかなというふうに思いますよね。逐条解説も作るわけですから。

そういう意味で、私、30分ぐらいと言ったのは、それはまたちょっと検討だと思っんですが、この場所で初当選議員に説明するというのはどうだろうか。そこに、例えばこの議論に加わっていなかった元職議員も入ってもいいわけで。それは余り規定しなくてもいいと思うんですが。そういう提案なんですね。この白井議員の「×」というのを受けて、ちょっともう一度、では、検討しようかと思って検討したんですが、そうしたら、白井議員からまたバツと言われてしまった。

**○鈴木議員** どの場で説明するかというところで、今の座長の提案はいい提案だなと思って、受け止めたいと思っています。ただ、意見にも書かせていただいたんですけど、カリキュラムとして全体のね、初当選議員という言い方が妥当かどうか分かりませんが、1日で終わらすのではなくて、まだまだ議員として学ぶべきことはたくさんあるなど。これ昔は会派の中で先輩議員に教わって、怒られながら覚えたものですが、議会改革として新たに取り組むのであれば、ここもしっかり皆さんで協議して中身を充実。議会基本条例もそうですけど、それ以外、議員がやはり知っておくべきことというのはもう少し時間をとっていただいて説明していただくと、自分自身も助かったなという思いも持っていますので。

**○森戸座長** 民主党のこれもあったんですが、議員のスキル向上をどこまで誰がやるかということなんですね。で、スキルはどこまでを言うのかね。（「私は自分でやるべきだと思う」と呼ぶ者あり）そうなんですよ。新人議員さんで会派を作っていっちゃると、なかなか大変だなと思うところもあるんですが、それぞれの会派で、また1人会派は1人会派でスキル向上に努力されていると思っていて、どこまでこれ、責任持ったらいいのかなというところはどうでしょうかね。（「悩み

どころなんだよ」と呼ぶ者あり）悩みどころなんです。

**○鈴木議員** 現状で、座長の言うようにどこまでというところを自分たちで今、考えを明らかにお示しすることはできないんですけど、ただ、やはり1日で全て説明を終えてしまうというところではちょっと厳しい。資料の読み方すら分からない中で、これを、先輩議員に質問するのも、それなりの知識がないと質問できないなというところもあって。確かに昔は、それは自分で勉強しなさい、分からないことは先輩議員に聞きなさいというやり方で来たのでしょね。ただ、これを議会改革としてどう捉えるかというところは、これは自分ではっきりとした考えを持っているわけではありませんので、皆さんの意見を聞きながら協議できればなということです。

**○森戸座長** 習うより慣れろと言われて、先輩議員からは、質問の仕方でも自分で考えなさいと言われて、私なんかはやってきましてね。教わっていませんので。

**○白井議員** 私は議会に入って思ったのは、皆さん本当に聞いたことには親切に丁寧に教えていただいて、だから僕も一人で活動できているというのは非常に感謝しているところなんです。昔から、会社に入ったときから習うより慣れろとか、受け身になっているともう置いていかれるということを経験していたわけですから、やはり自分から慣れていく、分からないことがあれば聞いていくことをやってきた立場なので、余りすごい困ったことというのはあった覚えはないんですけども。

ただ、今回議会基本条例というのは、議会としての、いわば憲法と言われるものとか、小金井市議会としてきちりこういう活動をしていこうね、僕たちはこういう存在でいようねということを規定しているわけですから、そこは丁寧に伝えていくということは大事なのかなと思うんですね。

これも、では、読んでおけただと、どういう話があって、それも全ては説明できないとは思いますが、どういふ経緯があつてこういう条文になつてゐるんだよとか、こういう文言になつてゐるんだよというのを、特徴的なところはちょっと解説する必要があつたりだとか、そういうふうになつて、ちょっと丁寧にやつた方がいいなと思つてゐます。でないと、何か条例があるよ、読んでおけただと、多分伝わらないと思つてゐますね。

一応ここにも書いたんですけども、誰がやるかということとか、どういふタイミング、スパンでやるかというのはいろいろあると思つてゐますので、特に改選後に、別に新しくなつた人だけではなくて、もともといた人間も改めてやはり条文を検証していくことも含めて一緒にやつたらどうかというのはいふの提案です。

さっき林議員がどういふ、何か新しい提案があるか分かりませんが、検証しつつ、検証というのを、例えば新しくなつた方の理念、内容を伝えていくということもひっくるめて一緒にやっていくというのはいふの手法かなと思つてゐます。なので、やはりちょっと短かなと思つてゐますので、これだけだ。

**○森戸座長** 新たに正副座長としては、この初当選議員の説明会で議長が何か話すんですよ。そこをきちんと捉えて、その中で説明していただければいいのではないかといいことなんです。白井議員からは、初当選議員だけではなく、全体の議員でもう一度ということがあつたんですけど、その辺りはどうするかということがあります。改めて午後からまた協議をしたいと思つてゐますが、ちょっと昼休み中、どうしたらいいかお考えをまとめていただければありがたいと思つてゐます。よろしくお願ひします。

では、1時間休憩します。

正午休憩

午後1時03分開議

**○森戸座長** 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例を協議をさせていただきます。第14条ですね。議会研修会。ちょっと確認したいんですが、第14条第2項第5号については、「議会研修会」とすることで全体は一致してゐますので、これは確認させていただきたいんですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** 問題は、第16条、全部削除についてであります。1会派から反対というのと、民主党からも議員のスキル向上を図るべきではないかというご意見もあつて、この辺りは中身の問題ということにもなつてくるところもあるんですが、どういたしましょうか。

まず一つは、小金井をおもしろくする会から、初当選議員及び現職議員も議会基本条例を学ぶ場を設けてはどうかというご意見がありました。このことについて、何かございますか。

**○五十嵐議員** 午前中からの引き続きの話だと思いますけど、座長がおっしゃつたように、議長の挨拶の中とか説明の中で触れるのはいいアイデアではないかと思つてゐます。ただ、余り詳細なことをそこで話しても、多分なかなか理解はできにくいのだと思つてゐるので、最高規範としてこういうものがあるという趣旨ぐらいになるのかなと、実際にはそういうふうな気がします。

それでその後の研修といふか勉強ということについては、どうしていくかといふのはこれからの話かなとも思つてゐますけど、ただ、先ほどどなたか言ひましたが、視察に行つたときにパワーポイントを使って説明されたのを聞いて、やはりああいうふうになつたものが一つあると、いろんな場面で活用できるかなとちょっと思つたりしまして、誰が作るのかなという思いはあるんですけど、例えば広報の方辺りで頑張つていただくとかして、ああいうまとまつたものを説明用に作つ

ていただくというのも、場合によってはそういうものがあれば、勉強の機会も増えるのではないかなというふうに思っております。

**○森戸座長** その広報というのは、この中の広報ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

**○白井議員** 今、五十嵐議員おっしゃったように、確かにあそこの初当選議員向けのいろんなメニューを研修の中で仮にやるとしても、時間が限られているものですから、そこで例えばこういうものがあるということ、総論的なところをきっちり伝えるということは必要だと思うので、あの中に組み込むとしたらそのレベルかなと思っています。それはやはり、逆に言う必要だと思っていますので、ああいうふうに改めてまとめていただいた正副座長案としてはいいと思っていますですね。

ただ、もう一つやはり、どこかでゆっくりきっちり内容を含めて伝える場が必要だと思うんですが、もし可能でしたら、ここの第16条の件は、極論で、だからもう別に削除でも構いませんので、検証と併せて、これまで参加していなかった議員でも伝わるようなメニューを含めて検証するということをしつぱり第22条で協議できれば、私としてはここは別に削除しても構いません。第16条で残すということだけをこだわるつもりはありませんので。それを付け加えておきます。

**○森戸座長** 分かりました。「検証」のところということですよ。大体条例とか会議規則とか、最初から全部読み込んでも、使いこなすのはなかなか実践の中でしか使いこなせないし、そのときに初めて意味があるのかな、この読み込みが出てくるというのがあって、なかなか一回聞いたから全部分かってというのは難しいんだけど、何かやはりこういう条例があって、こういう趣旨なんだということは、初当選議員の皆さんには伝えておく必要はあるかなということなんですね。

**○鈴木議員** 私たち民主党は、この初当選議員のレクチャーの仕方全体でやはり見直す提案をさせてもらっているんですが、もちろんその中で、こうして議論を重ねて議会基本条例の策定をしたという経緯は、この中の一つのメニューとして説明だと思っています。改めてこうして資料、初当選議員への説明、どういった分野の部長がされているのかなということで、ここで見てみると、議会事務局の局長でも、どなたでも構わないんですけど、議会事務局としての説明、ここでされていないんですね。そういうことを考えると、全体の初当選議員への説明会を見直す中で、そういったところも検討していくべきではないかなというふうに思っています。

**○白井議員** 議会事務局絡みの研修は、また別で、確か日が設定されてあって、政務活動費のこととか、それは個別に詳しく教えていただける機会が別にありますので、一応それは補足しておきます。

**○飯田議会事務局次長** 先ほどの鈴木議員からの議会事務局関連のご説明でございますが、実は初顔合わせの後の午後の時間に、議会事務局関係の研修といいますか、説明をさせていただいております。議会の庶務調査係と議事係の方からそれぞれご説明させていただきまして、報酬ですとか、あるいは任期ですとか、あるいは議事関係ですと、本会議や委員会の流れですとか、請願、陳情の受理とか、あるいは人事、会計、議場の維持管理とかのそういったこともご説明をさせていただいているところでございます。

**○森戸座長** よろしいですか。

**○鈴木議員** ありがとうございます。そういう説明があるという中で、1日限りで済ますということではなくて、何か月か、週に一度なのか、それが月に一度なのか分かりませんが、そういった見直しが必要であるということで、改めて提案させていただきたいと思います。今の議会事務局からのご説明ということも含めて、全体のメニュー

を充実した方がいいのではないかとということで提案させていただいています。

**○森戸座長** それで、議会研修会の中身、初当選議員の中身もどうするかというのは、ちょっとこの議題から別の場に移した方がいいかなと。で、議会運営委員会の中の議会改革の中で、どういうものにした方がいいのかということをご提案していただいた方がいいのではないかと思います。皆さんには、今日お示しした資料の中で、各部長のレクチャーとか業務要旨についての説明があるわけですが、これも議会サイドからお願いをして入れていただいたものなんです。この時間帯ではなかなか全部は分かりかねるところがあって、もうちょっと改善してほしいということがあるのかもしれないんですけど、そういうことをぜひ議会運営委員会の場にも提案をしていただいた方がいいかなと思いますので、それはそういうことでいかがでしょうか。いいですか。

(「いいと思います」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** 基本的に議会基本条例について、この初当選議員の説明会の中の新議長の説明の中に盛り込んでいただくというところで一致をし、この第16条の削除をご了解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**○片山議員** 先ほど白井議員がおっしゃっていたような形で、ただ、その新議長のところに盛り込むというだけではなく、ほかの条文のところでのという意見もありましたよね。それについては多分確認はされてはいないと思うし、一致はしていない部分かなとは思いますが、私もそういったほかの場とか、何かしらそういった場を規定することは必要という意見は述べていますので、その点についてをどのように取り扱っていくのかの確認ができればと思います。

**○森戸座長** それは、できればその後のところでやりたいなと思ってまして。それがセットでなければ合意ができないということであれば、そこ

を先に議論しなければいけないかなと思うんですけどね。ナンバー45の第22条ですよ。第22条の「条例の検証」。

**○片山議員** 第22条にどういうふうにするかということについては、まだ今この場では議論はできないと思うので、私はこの第16条削除ということに当たって、ただ議会基本条例についての研修の場が必要であるかないかというところの確認の確認だけできればいいかなとは思っているんですが、いかがでしょうか。

**○森戸座長** 全体的にですか。今、片山議員からもそうですし、白井議員からもそうだと思うんですが、全議員がこの議会基本条例を研修し、身に付けていくという場が必要ではないかと。それは、4年に1回とか。毎年ですか。

**○片山議員** 形がどうというのはこれからだと思うんですね。例えば議員研修会、今まで年に1回とか2回とか開いている。その中の1つをその場に充てようというような提案でもいいと思うし、それは今後でいいと思うんですけど、何かしらをやるということだけの、4年に1回なのか1年に1回なのかということも含め、規定はしないで、何かしらの場は必要であるということだけ確認ができておけば、後で議論しやすいかなと思ってます。

**○白井議員** 私も同じように思っていてまして、一応第16条、これ仮に削除にして、仮に第22条で「検証」と一緒にやったらどうかという話をしましたけれども、「検証」と一緒では難しいだろうという話があるのでしたら、第22条はそもそも条例の第7章として「本条例の位置づけ」というタイトルに入っている条文ですので、別の条文で「検証」とは別に、初当選議員に向けて研修とか、この考え方と経緯、理念を継承していく取組をするということを別に規定をしてもいいわけだと思うので。

ただ、皆さんが余り、いやいや、そんなものは

必要ないでしょうとおっしゃるのでしたら一致しないので、提案してもだめだろうし、仕方ないんですけれども、まず、皆さんがそういう取組が必要なかどうか。できるできないとか、どういふふうに具体的にやるかというのは後でいいと思うんですけれども、まずそういうのは必要だよ、いや、必要ないよねというところの認識だけちょっと確認しておきたいなと思います。

○小林議員 研修というか、条例自体をよく知っておくことというのは必須だと思うんですけども、研修会って、形をどうこだわるかどうかというところは議論が必要だし、この時点で決めておく必要があるのかどうかというところは感じています。それで、それは先ほど来話が出ている上越市のような、視察に耐え得るだけのパワーポイントがあって、そのページごとの説明資料ができたときに、それを読むことで概要はつかめるわけですね。それ以上、その一歩踏み込んだところというのは、やはりそれぞれ例えば各会派の先輩の解釈だとか、そこに落とし込んだところの各会派の様々な経緯とか、その辺が結構重要になって、それが円滑な議事の運営につながっていくのかなと思っていて、余り通り一辺倒のもの、形式だけにこだわって勉強会というのをやるのが本当にその目的を達成できるのかどうかというのは疑問に感じているところであります。

ただ、前段で言ったように、条例を分かった上で議会運営に接していくということを約束していくということは大事だと思いますので、しっかりとそれを議員が学び、それに沿って対応していくというような文面が残っていてもいいのかなと思いますけども、年に1回研修会を全員で開くとか、そこまでは決めるのにはもう少し時間が要るのかなと思います。

○白井議員 全くちょっと逆というか、やはり議会として取り組むことが、僕は何よりも必要だと思っていて、各会派のそれぞれの、例えば条

文になっている経緯、取組なんかは別に各会派でやればいい話であって、では、1人会派の方がまた新しい初当選で出てきたときに、では、誰がそれを継承するんですかという問題もあるし、冒頭に言ったように、やはり議会としてこれは作っているものですから、議会としてそれを全体で共有しつつ、1人であればブラッシュアップをしていくということも含めて、初当選議員にもちゃんと議会として対応するというのが何よりも大事ではないかなと思うんですが、いかがですか。

○鈴木議員 初当選議員に対するレクチャーの中身はまた別に議論するということでしたね。それで、ただ、僕は思うんですけど、この議会研修会、初当選議員に対しても初当選議員の説明会の中でメニューとして行うと。ただ、この議会基本条例に書かれている改革の中身、小金井市議会が目指すその中身を理解するのにも、やはり議会運営の基本的な事柄、部局等の対応、議員としての最低限必要の、最低限必要がどのぐらいのレベルかというのもこれまた定義が難しいんですけど、一定身に付けていただくということをレクチャーした上で、議会基本条例の取組についてより理解が深まるのかなと思う。

要はバランスの問題なのかなと思うんですね。このバランスの中で考えていけば、議会改革の取組を継承していく、こういうものがあるんだよ、小金井市議会としてこれは活用していくんだよということを伝えることはもちろん必要で、それを全体のバランスの中で考えていけないかなというふうに考えているわけです。僕は必要だと思っています。思っているんですけど、そのために身に付けなくてはいけない知識や文言の意味、身に付けなくてはいけないこともあるという中で、バランスの中で考えていければいいのかなという考えです。

○片山議員 どういう場であることを規定しないで、私は確認がとれればと思ったんですが、例

えばという事例を出させていただきますと、私が初めて議員になったときに、ごみの問題についての勉強会があったんですね。全議員による、これまでの経緯というか歴史を学ぶというか、そういったものがありましたよね。ああいったものがあって非常に助かったなと思っているんですが、そういった認識を共有する場を全議員で一回持つというようなことというのはあり得るのかなというふうに思ったりしています。

多分、議会基本条例ができて、その次のときにどうするかというような話かと思しますので、またそれが年数がたっていけば、またそのときに考えていけばいいと思うんですが、この条例ができた後の次の改選のときにどういった場を持つかということについてはちょっとイメージしておいた方がいいのかなというふうに思っているところです。多分条例についてのやはり解釈というか、それが改選後には結構いろんな認識が変わっていく可能性はあるなと思っているところです。

**○森戸座長** 第22条のところで、そこを話をするというのは難しいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）いいですかね。（「それであれば提案します」と呼ぶ者あり）そうですね。実際に生活者ネットワークからはそういう提案でしたか、検証と研修を兼ねるという提案をされているので、そこでちょっと議論するというところでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** 分かりました。では、今のご意見もいただいたので、それをまた次に活かすということで。研修やってはいけないということでもないし、やった方がいいと思いますし、その辺りどうするかということでいきたいと思うので。

そうしましたら、この第14条の議会研修会は、名前は研修会にし、第16条は削除すると。なおかつ第14条の表題を「調査・研修・政策立案」とすることで、これはよろしいでしょうかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** 議会基本条例については、初当選議員の説明会の中で、新議長が一定の説明はするということはご確認いただいてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** では、それはご確認いただいたということで、第1部会に回したいと思います。

続きまして、では、ナンバー40の第15条、政務活動費であります。

これは、これでいいかどうかということなんです。（「みんな「○」ですよ」と呼ぶ者あり）みんな「○」ですから、これはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** では、第15条は議論しなくていいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** では、次に行きます。ナンバー41、第17条、議会事務局であります。

これは、裏面の第3項、第4項が若干議論になっておりました。各党派のご意見をいただければと思います。

自民党。

**○中山議員** これは、第3項につきましては上位法にありまして、特に記載の必要はないのではないかと。また、議会事務局の設置条例にも規定されているということで、自由民主党といたしましては、第3項については削除の方向でどうかということですが。

それから、第4項については、前回の議会基本条例の策定代表者会議の中で、矛盾しているのではないのでしょうかという意見も出させていただいておまして、第4項については内容が矛盾していますので、削除するという方向でご検討いただけないだろうかというのが会派の意見であります。

**○森戸座長** 共産党。

**○水上議員** 共産党は、第4項のところを「あらかじめ」という文言を抜いて、「市長に協議する

ことを求めることができる」というふうにつきりさせたらどうかと。第3項と第4項の矛盾も指摘をされておりましたが、やはり実際の運用がこんなふうになっている関係で、やはり議長の権限として一応明記しておいた方がいいのではないかと、こうしたいと思います。

○森戸座長 公明党。

○宮下議員 ここに書いてあるとおりでですけども、案文でオーケーということで一応意見を出させてもらいました。第3項と第4項が矛盾していますが、あえてよしとすると書いてありますけども、既に矛盾している現実がありまして、そういったことも考えると、どうしても条文上のこういったこともあり得るのかなということで、一応こういうふうに書きました。第4項のみ削除する方法もあるということでも提案させていただいております。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 賛否については「○」です。意見のところに書かせていただいたとおりで、第1項、第2項についてはこのとおりでいいと考えています。

第3項、第4項の今の矛盾の話なんです。ただ、人事権は市長の権限であるということ、しかし、現状でも市長は議会の動向というのを無視できない運用でこれまで行われてきているということで、やはりこういう書き方しかないのではないかなということで考えています。かえって第4項を削除してしまうというところにもちょっと抵抗を感じているので、あえて現状のままでよしと考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 第1項、第2項はこれでいいと思います。

先ほど来第3項、第4項の話なんです、実際現実的に矛盾したことが行われている中で、条例の文章としてどうしたらいいかということを考え

たのがこの意見なんです、任命すると協議するということの矛盾という違和感があるのは仕方ないので、要は調布市議会のように「任免権を行使するものとします」というような表現に変えると、矛盾というのが多少は解消できるのかなという思いでこのように書かせていただきました。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 第1項、第2項は案文でいいと思っています。

第3項、第4項なんです、確かに矛盾しているとは思いますが、これまでの議論で、実際どういう運用をされているかということも説明をしていただいていますし、議会事務局の方たちが皆さん市の職員であるということももう変わりようがないので、厳格に第3項を適用させようと思えば、議会として事務局員の方を募集をして、応募していただいて、選考してという手続が必要になってくると思うんですが、それができるとい状況には今のところありませんし、以前説明していただいたように、それでもこういう方に来ていただきたいということをやはり申入れすることが必要だと思いますので、矛盾していないとは言えませんが、現状この文章のままでというふうに考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 ちょっと説明不足で。第1項から第3項までは「○」です。第4項だけ「×」ということで。すみません。それで、いろいろ考えたがということなんですけれども。協議するという言い方がどうなのかというのが一つ疑問としてありました。会派の中では、例えば意見を言うとか意見を聞くとか、そういう表現もあるかもしれないという議論もありました。ただ、どちらにしても文章上の矛盾を解決できないということで、第4項は削除すべきというふうに書かせていただきました。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 私は基本的に第4項は必要だと思っているんですけども。今、実態がそうなので。ただ、百瀬議員が先ほどおっしゃったように、調布市議会のような形に変えていくことで、第4項を活かしていくということができるとすれば、それもちよっと一考すべきかなと思いました。

また、どうしても文章的に矛盾としてなかなかあれなのではないかということであれば、削除するのであれば何かしら、第3項までにするとしたら、第4項についてはある程度解説に入れておくとか、何かしらどこかに明記することは必要だろうと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 第2項に関してはそんなに強い意見ではないんですけども、充実強化、充実するということが満たされたということです。強化というのは、今以上強化するという形になるとすれば、この条文がある限り強化し続けなくてはいけないかなという意味があって、強化という言葉は抜いてもいいのかなというふうに感じただけですが、それほどこだわっているところではありません。

第3項で上位法との関係確かにあるんですけども、ケース・バイ・ケースで上位法を載せたり、上位法の一部をちよっと変える、百瀬議員の案のような形で、が行われてきていまして、この条文こそ上位法にあっても改めて載せなければいけない項目ではないかなというふうに思っております。

あと、第4項、不要とも書いたし、解説に載せるということもあったんですが、これを残すとすれば、市長とあらかじめ協議することができるというような、できる規定ぐらいで残しておく、より実態に近い形で行えるのかなという気がします。

○森戸座長 では、残してもいいということですか。第4項。（「余りこだわってはいない」と呼ぶ者あり）分かりました。（「第3項は残すのはこだわっていますよ」と呼ぶ者あり）第3項です

よね。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 第1項から第3項までは現状のままオーケーです。一応書きましたけども、第3項で書いてあることがやはり重要だと思います。なので、これをきっちり残しておくということが重要というのは補足して説明しておきます。

あと、第4項は、そういう意味では削除してもいいのかなと思っています。書いていること自体は非常に重要なことが書いているんですけども、やはり第3項で職員を任免することを書いている以上、これをやる上でこの範囲内で協議するということが分かることですから、更に協議するよう求めることができるということであるならば、改めてここに書く必要はないのかなというふうには思っています。なので、重要なのは第3項であって、第4項はなくてもいいと思っています。

○森戸座長 ありがとうございます。第1項、第2項は残してというか、皆さんオーケーなんですよ。

○五十嵐議員 ちょっと斎藤議員の意見を聞いて思い出しました。第2項なんですけど、役割の充実強化の言葉なんですけど、素案たたき台の方に改革連合として、充実強化には予算が伴うから適当でないという意見を申し上げていたのを思い出して、こがねい市民会議の案に私も賛成したいと思います。第2項について。

○森戸座長 そうか、第2項ですね、まず、では。「役割を担うための体制を充実させる」。「役割を担うため、体制を充実強化する」。若干ニュアンスが違う。でも、「役割を担うための体制を充実させる」というのも、「役割を担うため、体制を充実する」というのも、私は同じように。（「強化がない」と呼ぶ者あり）「強化」を入れないということですね。五十嵐議員もそういう意味でということですか。

○五十嵐議員 そういう意味で言いました。素案

たたき台の方は充実も強化も予算を伴うというふうに改革連合としては言っているんですけども、ちょっとここは一步妥協しまして、充実だけに絞っていただければと思います。

○森戸座長 なるほど。いかがでしょうか。

これまでどうやって体制を作ってきたかというお話は、前したんですよ。だから、大体お分かりいただけるかと思います。

どうでしょう。「強化」を取ると。（「意味合いとしてはどうなるのか。役割を担うための体制を充実させる」と呼ぶ者あり）充実する。以前の話をしてあれかもしれませんが、前は東京都議長会に事務局を置いて、東京全体の議会のいろいろな資料収集ができる体制づくりができないかということなどが議長会の中で議論されたこともあったんですけど、結局できなかったという経過はあるんですよ。本来はそういうものもあって、多摩、23区のいろいろな資料がストックされているということができればいいんですが、東京市町村自治調査会がよくそういう資料は持ってはいるんですけどね。そういうことも含めて何か体制を充実させていくことも必要なのかなと思うんですけど。

○斎藤議員 当然充実させることが必要で、言い換えれば、調査活動等を補佐する役割を担うため、職員を適正に配置するということだと思うんですね。「強化」と入りますと、それからまた強化する。ある段階からまた強化するという、永遠に続く修飾語のように聞こえるものですから、適正な体制を作るということで私はいいいのではないかなと思います。ですから、役割を担うため、職員体制を適正に配置するというような意味合いで、私は申し上げているんですけども。

それと、そのほかの議会改革の方ですけども、新たな提案があったときには、それは職員の体制を強化して実現するべきだというような、項目によっては職員を強化させて、その項目を達成して

いくということはあるかと思うんですよ。

○森戸座長 強化というのは、人を増やす場合の強化もありますし、それから議会事務局職員のそれこそスキルアップという強化もあるかなど。今、議会事務局職員の研修はどうなっているんでしょうかね。

○飯田議会事務局次長 東京都市議会議長会の方の研修で、調査事務ですとか、議事研究会、あるいは議会報編集の研修会などもございますし、独自研修などで予算が付けば、予算の範囲内で研修に行ってもらおうという制度もございます。

○加藤議会事務局長 ちょっと補足します。事務局職員につきましては、それに加えて、今、宿泊の研修で市町村アカデミーの方に、これは研修の予算は付けていただいております、必ず1名行って、そこでかなり専門的な研修を受けるということはしております。ちょっと補足です。

○森戸座長 市町村アカデミー。充実プラス強化、強化は要らないということなんですが、どうしますか。

○鈴木議員 市長の絶大な権力に対抗してというんでしょうかね、二元代表制の原則として、議会も力を付けるべきというのが一つの議会基本条例策定の原動力になっていると思うんですけど、そういった意味では、確かに人員体制の拡充というか強化が必要なんでしょうけど、無難な表現にとどめるなら、調布市の例で言うと「充実及び体制の整備」としているんですよ。どの辺で歩み寄りというか、ここで納得できるかという、そういう表現の問題なのかなと思っていますので、余りこだわりを持っていないというか。ただ、「強化」という言葉ですから、実際表現が強いので、これを和らげる表現でという斎藤議員の意見にも賛同できますし、その辺の考え方なのかなと思っています。調布市は、だから、そうです、今、見てみたら「体制の整備を図るものとします」としているんですよ。これもいい表現だなと思って

いまして、やはりこういういい表現は取り入れていくのもいいのかなと思っています。（「小平市は『強化』ですよ」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** 小平市は「強化」。

いかがでしょうか。議員間討議なので。座長と斎藤議員のやりとりではね。今、鈴木議員からは「体制の整備を図る」と。「体制の整備」というとあれかな。いかがでしょうか。多摩市議会は「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する」と書いてあるのね。多摩市議会ではないか。これは栗山町議会、「強化」。多摩市はないんですかね。

**○片山議員** 事務局に質問なんですけれども、充実強化というふうになった場合に、例えば事務局としてはどういうふうな捉え方をするのかとか、実際のところはどうかかなというのをちょっとお伺いしたいなと思いました。

**○飯田議会事務局次長** 先ほども座長の方からお話がありましたように、人数を増してという強化もございますし、レベルアップ、例えばこういう分野の職員を持ってきてというようなことでの強化、だから、質と量とといいますか、そういったことが両方あるのか。質と言っても何ですが、スキルの点と、あと人員の量ですね。という両方があるのかなと思っております。ですから、必ずしも人を増やすというだけではないと。こういうことが今、議会で課題になっていて、これを解決するためにはこういう方面が強い職員をとというようなことでの強化というのものもあるのかなというふうに思っております。

**○白井議員** ちょっと意見があって、改めて見ていたんですけども、体制を充実強化、体制となるとやはり人員を増やす、要するに人員的な強化というイメージがやはり印象が強くなってしまおうと思うんですね。なので、ほかの議会にもあるように、「機能」という言葉に置き換えれば、これを強化するということは別に必ずしも人を増やすと

いうことにもならないし、時代時代に応じてもう少し対応すべきことがあったりだとか、強化というのは更に強くすることですから、今できていなくて、こうあるべきとなったことを担当するということも含めて、いろんな意味で、それこそ体制を充実させるということにもつながるのかなと思っているんですけども、なので、ごめんなさい、「体制」ではなくて「機能」という言葉に置き換えた方が幅を持たせられるのではないかなと思うんですが。

**○森戸座長** 今、白井議員からは「機能」という言葉がいいのではないかとのご意見がありましたが、いかがでしょうか。

**○鈴木議員** 先ほどはこの第1項、第2項で皆さんで一致点を探るための提案の一つとして「整備」ということで言わせてもらったんですけど、基本的に、本当はもちろん予算を伴うものなので、予算の提案権は議会にないということは分かっているんですけど、やはり事務局の人員体制というのは、私はもう少し増やしてもらって、そういう中で、議員の補佐職というのはいないですから、そういう意味で本当は市議会の議会の能力を高める、議員の様々な補助をしていただくという体制としては、現状では不足しているとは思っていますので、提案権に踏み込むものではないですけど、本来はそういう人材を十分に配置すべきという考えを持った上で、ただ、第1項、第2項で一致点を探るという対案で今、「整備」といういろんな提案をしていますけれども、原則は本来は事務局体制もっと増やすべきと思っているということを表明させていただければなと思っています。

**○森戸座長** なるほど。

いかがでしょうか。強化も必要な気はするんですけどね。それは充実……。私が余り話してはいけないな。

**○水上議員** 文言をどうするかということはある

んですけども、ただ、今の現状よりも、私は人的配置や、今の事務局も一生懸命やってくさっているんですけども、更にやはりスキルアップもしていくということで、そういうことが文言に入るような言葉をぜひ選んでもらいたいと思うんです。

例えば僕らが議員提案するときの条例案の策定の支援であるとか、あと、例えば他市に調査をしようと思ったときに、議会事務局を通してくれとよく他市の人から言われるときがあって、議員がいろんな調査しよう。例えば部局に資料要求ということができない機関の調査活動については、議会事務局を通じてやっていくしかないわけで、そういうときの役割であるとか、活用の仕方と言ったらおかしいんですけども、もっとやはり議会事務局として果たすべき役割というのは多いのではないかなと僕は思うんですね。

だから、そういうことから考えると、これからのこととして、一般論として、人的な配置も質的な問題も含めて充実させていくんだというこちらの意思が入り込むような言葉をぜひ入れてもらったらなと。単純に何人増やすとかということ、どう要求するかという話ではなくて、そういうこととしてぜひ文言を、一致できるところでうまく盛り込めたらなと思いますね。

**○森戸座長** 今、全体的には充実強化の必要性は感じていらっしゃると思うんですが、体制というと人員の問題になるということのご意見があって、機能というふうにしたらどうかというご意見もいただいています。いかがでしょうか。

**○小林議員** 私は機能の強化でもいいのかなと思っていて、それはまだもう少し、漠然とどうしてほしいとか、こうあれば、更に役立つのだろうなというのはありますけれども、具体的なそういった調査とかもまだできていませんので。どうしていただくべきなのかというね。そういった意味からすると、もう少し包括的な文言にとどめて

おいた方がいいのではないかなというふうに感じていますので、「機能の強化を図る」という白井議員の言われた文言でもいいのかなと思っています。（「機能の充実ではなくて」と呼ぶ者あり）「機能の強化」と言いましたよね。（「今のところは、『体制』の置き換えとしては『機能』」と呼ぶ者あり）

**○森戸座長** 機能。あとは充実強化で。

私も議長で訴えられたことがありましたね。それは、市と一体で顧問弁護士にお願いをしたという経過があります。予算流用問題で、議長の手続に不手際があったということで、小金井市と一緒に訴えられたことがあったんですね。確かそうですよね。それはもう議長の手続には瑕疵はなかったというふうに思っているんですが、独自の議会としての主張はそのときはやらなくて、もう市に付随していると。市の方が訴えられてということで、確かあれはそういう。予算流用問題だったと思うんですが。ちょっと違っていたら、申し訳ないんですが。

だから、そういう手続上の問題などの瑕疵があったときに、きちんと法的に伝えられる体制なども含めたものというのは非常に必要だなというふうに思いましたね。瑕疵がないかどうかという。相当議会事務局は、その手続は瑕疵がないようになんかなりやっているんですけど、それ以上に、訴えられたときの問題だとかを含めて考えると、法務担当の充実強化。ある意味、今の方々とは別個にそういう担当がいらっしゃるでもいいぐらいの状況だと思うんですよ。

そこと事務局の人たちが協議をしながら条文づくり、条例づくりを行うとか。今、少ない人数で、一生懸命私たちの無理なお願ひも聞いていただいて、補佐的な役割を本当に果たしていただいていると思うんですが。例えばの話でね。今がだめだということではなくて。今はすばらしいですよ。それ以上に、政策立案などを強化する上ではそう

いう体制も必要なのかなと思いますね。

○五十嵐議員 思いと言葉と現実と、どうまとめようかと悩んでいるんですけど、この調布市議会の「機能の充実及び体制の整備を図る」というこの言葉をお借りすると言ったら変ですけど、なかなかまとまっているなと思って、参考にできないかと思ったんですが、皆様のご意見いかがでしょうか。

○斎藤議員 私が言って、先にはしごをおろすわけにいかなかったんで、五十嵐議員がそうおっしゃっていただけるなら、私もそういう形でいいと思います。余り最終地点にそれほどこだわっておりません。

○森戸座長 今、五十嵐議員の方からは調布市議会でどうかと。だから、機能というのを、白井議員のも入るし。（「賛成です」と呼ぶ者あり）折衷案で。調布市議会の「その他機能の充実及び体制の整備を図る」と。「機能の充実と体制の整備を図る」と。（「『役割を担うため』の後ね」と呼ぶ者あり）「ため」で切ったらだめなんですか。いいんですよね。「担うため、機能の充実及び体制の整備を図る」でいかがでしょうか。いいですか。こだわらない。では、これは今のですとします。

次、3番と4番、問題はここですね。第3項があった方がいいというのはほとんどなんですが、自民党は第3項は必要ないのではないかと。

○中山議員 では、ここは固執していてもまとまらないので、第4項を削除するのだったら、第3項はいいですよ。

○森戸座長 ということですね。第4項削除であれば第3項は残すと。まあ、やむを得ないねと。公明党も第4項のみ削除する方法もある。（「そうそう、そうそう」と呼ぶ者あり）ほとんどはあれですよ。共産党、公明党、民主党、みんなの党、生活者ネットワーク、市民自治こがねい、改革連合。（「第4項のみ削除」と呼ぶ者あり）第4項

のみ削除。斎藤議員も第4項不要でしたか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）実務については解説に載せるということですね。だから、第4項削除が1、2、3、4、5。やむを得ないと考えている方もいらっしゃるんですよ。

○鈴木議員 もちろん議会には任免権はないので。人事権は市長の専権なんですよ。なので、議会にはないんですけど、しかし、現状、議会の一定数の賛同がなければうまく議会運営ができない。議会の関与は残しておきたい気持ちがあるんですよ。やはりここはね。矛盾は感じつつ、議会の関与をここで外してしまったときにどうかという懸念は感じているという思いです。

○片山議員 ただ、私は第4項あった方がいいというか、第4項をそのまま残しておくか、あるいはほかの文言で何か解説に入れるかというのは必要だと思っているんですが、それがなくて第3項だけという方が、今、鈴木議員がおっしゃった任免権がないのではなくて、任免権があるわけですよ。任免権がありますということを強調した表現なんですよ、第3項だけということは。だから、第4項のことをどこにも載せないということであれば、議会事務局の職員は議会がきっちり探してくるというか、そうやって任免するということ強調するということで、そこだけで決着することになるわけなので。それでいいのであれば、私は、非常に理想的というか、それでいいと思うんですよ。で、よろしいんですかね。

それか、私は、実態がもしそういった何らか少し載せておいた方がいいと。実態がこうであるということ踏まえて少し書いておいた方がいいのではないかとことを言っているわけなんです。それが、第4項として残すか、あるいは少し解説のようところで載せるかということは検討ということになるというふうに思っております。

○森戸座長 第4項を削除して、逐条解説で。実態的には議会からも言っているわけですよ。こ

ういうことに強い人を欲しいとかということも言っているわけだから、あってもいいのではないかと思うんですけれども。逐条解説だとか。条文に載せるのが問題があるということであれば。どうですか。削除して。（「第4項は削除して」と呼ぶ者あり）逐条解説には何らかの文言を載せると。（「決まり」と呼ぶ者あり）決まり。どうでしょうか。いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○林議員 すみません、第4項を消して逐条解説に載せるということで皆さんが一致であれば、それも致し方ないかなとは思いますが、一方で逐条解説はできるだけシンプルにすっきりとというような要望もあるというふうに聞いていますが、そういう実態を入れるとどうしても逐条解説は長くなりますけれども、その辺は了解していただくということでいいのでしょうか。ちょっとそこだけ、すみません、確認させてください。

○森戸座長 全体が一致して逐条解説に載せようというものを削除するわけにいかないの、長くなってもやむを得ないと。余り長いとあれだけ。でも、長くてもいいよね。違うか。

○鈴木議員 今の林議員の意見ももともとだなど思うんです。削除してしまう。もちろん最終的な人事権というのは市長にあるわけですよね。ただし、協議を求めるとい、こちらから申し入れることはそれほど矛盾がないのかなと思うんですよ。協議した上で決めてほしいということでしょう。なので。協議できるように明言化しておいた方がいいという思いです。という考えなんですよ。

○森戸座長 林議員は、条例に残しておいた方がいいと。逐条解説が余り長くなる。

○林議員 本来は条文として残しておいた方がいいとは思っていますが、それで一致できないということであれば、しかも逐条解説に載せてもいいということであれば、それも一案かなとは思いますが。

○森戸座長 鈴木議員は、載せておいても問題がないではないかということですね。

○白井議員 さっきもちょっと言いましたけれども、やはり第3項と第4項、これ並立して書いてあると矛盾だと思うんですよ。なぜかという、「議長は任免する」と書いているのに対して、下で第4項で「あらかじめ協議するよう求めることができる」と。どちらが強いんだという話ですよ。そこはやはり大きな矛盾だと思うんですよ。だから、さっきも言ったように、第3項をきっちりここで規定するのであれば、それをやるためには協議することは、言うまでもない現実だと思うんですよ。だから、僕は逐条解説で現実を踏まえて書くことはオーケーだと思いますので、第3項を残して、第4項を削除して、逐条解説で現実的なことをやはり補足するというのが、知らない人が見ても分かりやすい条文になると思います。

○片山議員 もう一回、白井議員、それをもう少し詳しく逐条解説に書けるように、どういう文言がいいかというのを、もうちょっと言っていたけるとありがたいなと思います。第4項を削除する場合に、やはり説明がどういうふうにあって、逐条解説に載せたらいいかという提案を少しここで上げておいてもらった方がいいなと思っています。

○森戸座長 それで、これ協議するよう求めることができるというのは、私たちの方が下なんだよね。だから、市長と協議するものとするというふうにしなとね。協議することができる。何かそういうふうにしなと対等平等にならない。

○五十嵐議員 すみません、「協議」という言葉もちょっと気になっているんですよ。どちらが上にしろね。それで、事前に意見を言うとか、意見を述べるとか、どちらかが決めるもので、それに対して意見を述べるとかというのだったら意見を述べるといいう言い方なんだけれども、そもそもが実態と法律がちょっと矛盾しているから、言いに

くいいんですけど。どちらにしても、逐条で解説するのはいいんですけど、協議をするという言い方がちょっと気になることは気になるんですよね。意見を述べるとか、要は言いたいことを事前に言う、主張するということを述べていくのはいいんだけど、言葉として「協議をする」という言い方がちょっと気になっていて、そこについても、できれば1班で話し合う前に皆さんのご意見を聞いておきたいと思うんですけど。

**○森戸座長** 意見を述べるといって、何かこっちは主体性がない形ですよ。調整するとか何か。で、協議するよう求めることができるというのも、お伺いを立てるような感じでね。その文言ですね。（「意見交換」と呼ぶ者あり）「意見交換する」ですか。（「任免権は議長にあるんだな」と呼ぶ者あり）任免権が議長にあって、議長は……。 （「条文をやっているんですか」と呼ぶ者あり）今、条文なんですけど、条文の問題点もあるし、同時に逐条解説にしたときに、このままでは難しいねという話ですよ。表現がね。（「削除する方向で調整するための」と呼ぶ者あり）そうですね。ただ、削除するかどうかもちょうと議論が分かれていますので、そこは調整する必要があると思うんですよ。もしかしたら、文言を変えれば削除しなくてもいいかもしれない。そんなことはないですか。（「そんなことはないって」と呼ぶ者あり）では、削除しない方がいいという会派もまだいらっしゃるようなので、まず、ちょっと削除するかどうかの議論だけ、先にしたいと思います。削除して、逐条解説に載せるというところまでですよ。どうか。

自民党。

**○中山議員** これ会派で議論したときもそうだったんですけど、余り矛盾したことを条文でうたってしまうと、思いは分かるんですけど、対外的にも、ここの市議会は何を考えているのかということになっていけないうので、矛盾のないような文

章だったらいいんですけれども、なかなか難しいではないですか。だから、そういう意味でいうと、自民党としては結論としては削除の方向で出たんです。不適切なところがあれば削除をしてください。

**○片山議員** 調布市議会のことについてお聞きしたいなと思ったんですけど、先ほど、百瀬議員からの提案のところに書いてあったわけなんですけど、「任免権を行使するものとする」とした後に「調布市議会第3項には協議ということが書いてある」と。これは、こうすると矛盾がないということになるのでしょうか。

**○森戸座長** そこは、「任免権を行使する」という言い方がちょっとなかなか……。休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時10分開議

**○森戸座長** 再開いたします。

百瀬議員からのご意見も頂いていますが、先ほど休憩中にお話があったとおりであります。

**○百瀬議員** 私の場合は、この4項を残すために3項を何となくいじって、うまい具合におさまらないかなということで、こういう提案だったんですけど、実際、地方自治法でこれが、任命するということが確定されているのであれば、3項はこういう表現にして、4項は削除するのがいいのかなということになりました。

**○水上議員** うちも大勢に従います。4項は残しておいた方がいいとは思いますが、全体削除という方向なので、削除して逐条解説に載せるということでもいいんじゃないかと思います。

**○森戸座長** 今、共産党、みんなの党からそういうご意見を頂きましたが、民主党、生活者ネット、市民自治こがねい、いかがでしょうか。

**○片山議員** 3項がもちろん、このまま実態というか、このように来て、そういうことは私は問題

ないというか、この方がいいとは思っているんですけども、ただ、4項を削除するに当たっての、何かしら解説に少し載せておいた方がいいと思っていますんですが、その場合に、実態というか、今、どのような形で運営されているかということを書きちゃんと書いてもいい、逐条に記してもいいというような確認をとっておきたいなと思っております。

だから、このように定められているけれども、こういった形での職員の採用があり、このように市長と協議している場があるとか、何かそういった形のことを逐条解説に記してもいいかどうかという確認がとれるのであればよろしいのではないかなと思っています。

**○林議員** すみません、私は逆に、今の議論を伺っていて、3項の方が実態には合っていないので、4項は残すべきなのではないかという気持ちが実は強くなっているんですけども、3項と4項の順番を入れ替えるとかそういうことで実態に合わせることができるのであれば、そのようにすべきかなという気持ちもしていますが、大勢はどうもそうではないので、すみません、少しだけ保留にさせていただいて、3時休憩がありますよね、そのときにちょっと会派で相談をさせてください。結論はそこで、申し訳ありません。

**○森戸座長** 民主党、いかがですか。

**○鈴木議員** 3項で任命すると言い切っていますので、補足説明的に、この市長と協議するという表現を逐条等で残していただければ、削除は可能だと考えています。片山議員の考えが一番近いかなと思っています。

**○森戸座長** では、ちょっと生活者ネットが保留なんですけど、ただ、片山議員がおっしゃった、市長との協議の場があるというのは、ちょっと、それはそうならないかなと。そうなると、市長に確認を取らなきゃいけない。

ちょっと休憩します。

午後2時15分休憩

---

午後2時31分開議

**○森戸座長** 再開いたします。

休憩中にいろいろなご意見を頂きました。生活者ネットからは、3時休憩で相談をしたいということですので、これは保留にいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○森戸座長** では、保留といたします。

次に、ナンバー42、議会図書室であります。第18条については、これは、情報公開コーナー等との連携を図るということで、現在、行政資料室はないようで、法務資料室となっているようです。

正副座長としては、現状の法務資料室というよりも、情報公開コーナーとした方がいいのではないかということで、情報公開コーナーとの連携を図るという文言にさせていただきました。これについては皆さんからご意見を頂かないんですが、ほとんど皆さん了としていただいたかなと思っています。ただ、民主党から、2項については行政資料室と議会図書室を統合し、議会図書室・行政資料室とすることを提案すると、情報公開コーナーとの連携が適当かは、皆さんのご意見を頂きたいです。ただし、この問題については、市民の立場に立った上で議論・検討し、議会図書室の在り方を検討すべきと考えていますというご意見を頂いています。

市民会議からは、第1項があれば、第2項も包含できるのではないかというご意見、小金井をおもしろくする会からは、第2項について、「市が設置する情報公開コーナー等との連携を図るものとする」は非常に分かりづらいので、「連携を図り、議会図書が市民に広く活用されることを目指すものとする」に変更してはどうかというご意見を頂いております。

それで、一つは、これは情報公開コーナー等と

の連携を図るといのは、前回は申し上げたかとは思いますが、新しい庁舎が建設されたときに、議会図書室と小金井市が設置する情報公開コーナーや行政資料室などと同じ階にあって行き来ができるようにしたらどうかという、そういう流れの中でこういう文言になったということがあります。ただ、やはり、連携という言葉については、若干、違和感があるかなということもあって、連携とは何ぞやと言ったときに、ちょっとなかなか説明がつかないかなというのもありまして、正副座長で、すみません、もう一回議論させていただいて、情報公開コーナーとの協力を求めるものとする。協力を求めると。市長部局と議会事務局ですから、連携というのとはなかなかとりづらい部分があるのではないかということで、そういう表現にしたらどうかということ改めて提案させていただきます。

民主党の行政資料室というの、行政資料室とは、今、もう言わないそうなので、法務資料室ということになります。これは、統合するというのは、なかなか、議会事務局関係と小金井市関係、市長部局関係を統合するのは難しいのではないかなということでもあります。

それから、小金井をおもしろくする会の、議会図書が市民に広く活用されることを目指すものとするという点については、ちょっと、事務局の方で言っていたらいいかなと。（「議会図書室ですね」と呼ぶ者あり）ええ、市民に広くというところですね。

**○飯田議会事務局次長** それでは、この例規集の229ページの議会図書室の管理規定というところをご覧いただきたいと思います。それで、こちらの第2条のところ、あくまで、この図書室というのが市議会議員の調査研究に資するとともに、議員の利用に支障のない限り、市職員及び一般に利用させることができるということで、第一は、その議員の利用のためということで、二次的に、

支障がない範囲内で市職員及び一般に利用させることができるとなっております。

それから、第6条のところですけれども、局長の許可を得た議員及び職員は、貸し出しを受けることができるとなっておりますが、一般の市民の方については貸し出しはしていないところでございますので、そこところは、ちょっとご理解いただきたいと思います。

**○森戸座長** ということでもありますので、この辺りをどうするかということになるかと思えます。

**○斎藤議員** 今の形で議会図書室が何のためにあるのか、また、法務資料室というものが、どういうものがあるのかということで、そちらも市民が、いわゆる行政資料室関係で言うと、市民の人の利用、また、職員の皆さんが使うという形で、実際、今度、市役所をどういう形にするかまだ分かりませんが、通常、市役所の作りだと、議会棟と市役所と分かれている状況の中で、それぞれのそういった図書室、資料室の連携といっても、物理的に近いところにあるということは、まずないんですね。議員が使う、職員が使うということであれば、議場の近くに、事務局の近くにあるだろうし、いわゆる行政資料で一般市民が使うということであれば、低層階のオープンになっているところが、現実的に多いわけですね。それを物理的の連携というのとはなかなかできないわけで、その中で、ソフト的な連携というのとは何ができるのかと言いますと、実は、私、あまりイメージができていないので、そういうことも含めて、ただ、議会図書室自体を一般の人が使われるということには、全く問題がないと思っていますから、この第18条の中で、その充実に努めるという状況の中で、それを包含させて、条例としてはそれでいいんじゃないかと。そして、実態的に使えることがあれば、議会側としても了承した上で、市民の皆さんに使っていただく連携というのを図ってほしいのではないかと考えていて、この条文を作

る上で言えば、第1項があれば十分ではないかなと思います。

○森戸座長 斎藤議員からは、第2項がなくても、第1項に包含できるのではないかということであります。

皆さんのご意見はいかがでしょうか。

行政資料室にある資料というのは何でしょうね。この2階なんですよ、法務資料室はね。あまり、何か資料があるというほどでもないかなと。

○片山議員 質問なんですけど、実態として、今、議会図書室にあるものというのが、ここだけしかないというものが結構多いのか、ほかの情報公開コーナーとか、図書館とか、そういったところでもうカバーできているものばかりなのかどうかという、その辺の確認だけお願いします。

○飯田議会事務局次長 情報公開コーナーの図書でございますけれども、市政資料という形で分類されているようでございますが、市が発行する刊行物、あと、市の事務事業の執行に関し作成する各種調査書、統計表、名簿その他記録表、あるいは国、東京都、その他地方公共団体及び民間団体等から市が送付を受けた刊行物等、あと、市政運営の参考に供する図書及び逐次刊行物というようなことでございまして、どちらかという、統計、調査ものとか、あるいは各部署が発行した冊子類は必ず情報公開コーナーに置くというような形になっておりますので、必ず、そういったものはあると。ただ、議会図書室に関しては、議会運営に関する図書と、あと、その他、参考資料ということでございますので、情報公開コーナーとはちょっと違うものもあるという形かと思えます。

○片山議員 例えば、この間、武蔵小金井第2地区の再開発の図書なんかがありましたよね。ああいったものは、情報公開コーナーにはなかったということなんですよ。議会図書室だけだったということでしょうか。

○飯田議会事務局次長 ちょっと、そこまで確認

はしておりませんが、各種審議会の会議録ですとか資料などは必ず置いておりますので、第2地区関係の都市計画審議会関係の資料ということでは置いてあるのかなと思います。

○片山議員 とにかく、議会図書室に行かないと、議会で議論されているものが分からないということ、情報公開コーナーだけでは分からないということがあるのであれば、議会図書室の活用をきちんとたっておいて、条例で規定した方がいいなと、私は思っているんですね。ですので、連携がどのようなかをよく確認しながら、条文に定めていくべきではないかと思っています。

○加藤議会事務局次長 図書室の関係で言いますと、基本的には、先ほど次長の方からちょっと紹介させていただいた、この本の229ページの第2条のところを見ていただくと、(1)から(6)まで、いわゆる官報うんぬんとか、他都市から送付を受けた図書とかというものは、一応、ここに載っているものは、基本的には図書室には置いてあると。(6)の、前各号のほか必要と認められる図書というのは、図書室に入りますと、いろいろな、例えば環境分野とか、何とか分野ということで、冊数はそんなにないんですけども、単行本とかも含めてそれぞれ本が並んでいると思うんですけども、そういうものを基本的に揃えております。

ですので、基本的には、ここに書いてあるものについて、部局の方から各種の審議会とか、そういうところの部分で送付されてくるものについては、基本的には全て並べておりますので、ということは、情報公開コーナー、物理的な差はありますけれども、基本的に、ここに列挙されているものは置いてあるということと、審議会の会議録であるとか、そういうものについては、基本的には置いてあるとご理解いただければよろしいと思います。

あと、例えば、この2階にある行政資料室な

んかですと、かなり分厚い、いわゆる事務提要とか事務要覧とか、その類のものが、かなり、下は充実しているんですが、議会図書室にも当然、その部分についてはあるんですけども、そういった部分のところ、もしかしたら下よりも若干、議会図書室の方が、ある冊数からするとちょっと少なくなるかもしれませんが、基本的には、ここに列挙されているものは、図書室の管理規定に定めがありますので、この中の部分については図書室にはあるという形で、ご理解をいただければと思います。

**○五十嵐議員** あまりよく読まないで「○」をつけたような気が自分ではするんですけども、情報公開コーナー等という部分を正副座長で調整して変えていただいたということで、ちょっと、その部分をあまり詳しく読んでいなくて、すみません。

2階の行政資料室のことがちょっと頭にあつたので、連携というのは、近いから何らかできるのかなと思っていたんですが、いろいろ説明を改めて聞いてみますと、今、第二庁舎にある情報公開コーナー等との連携というのは、どうやって連携するのかとちょっと考えてみまして、なかなか、それぞれの目的等考えてみても、場所的に離れていることを考えてみても、難しいのかなと、正直言って、ここに来て思いました。

そういう意味では、先ほど斎藤議員が言ったように、第1項だけでもいいのかなという感じがしております。もう少し実態が進んで、いろいろ市民が利用するコーナーとの連携が図れるような状況になってから付け加えてもいいのかなという気もしますので、現段階で、この第2項がなくてもいいかなと、話を聞いていて思いました。

**○森戸座長** 例えば、こうこう、こういう資料が欲しいということを事務局に相談しますよね。そうすると、事務局はどうしますか。例えば、26市の待機児童が分かるという、これは調べれば、保

育関係に行けば分かるわけですよ。学問的に、地球温暖化問題の論文が必要なんだけど、それはどうしたらいいかという、例えばね、そういう投げ掛けをしてもいいわけですよ。してもらっては困る。(不規則発言あり) はい、どうぞ、答えてください。

**○飯田議会事務局次長** やはり、大体、包括的にこういう分野というのは、なかなか探しにくいところはあるんですが、調査事務の方でできる限りの本、書籍の調査などはさせていただいております。

ただ、具体的に書籍名を挙げていただければ、探すのも探しやすいというところではございますが、できる限りの調査事務をしておりますし、もし分からなければ、その関係部署に問い合わせるということもあり得るかなと思っております。

**○森戸座長** 議会事務局の皆さんの庶務調査係に対する所管事務というか、どこまで私たちが議会事務局の皆さんを頼ることができるのかという辺りだと思うんですね。

議会事務局の庶務規定が215ページにあって、この中で、法制及び議案の調査研究に関すること、議会に関する調査及び各種資料の収集・整理に関すること、調査統計資料の発行に関することなどが調査係としての事務分掌としてあるわけです。

もしかしたら、私たちがこれを活用し切れていないと言ったらおかしいんですが、こういうところのスキルも私たちがアップしながら、政策立案能力を高めるということが必要だと思うんですが、そうなったときに、では、議会事務局はどこを頼るのかということになると、担当部局もしくは図書館、こういうところになるんですか。そういうところの、庶務調査係としての日常的な業務として、どうですか、そこを私たち24人がわっと行き始めたら、それは大変なことになってしまう。

(不規則発言あり) 人が足りない。

いつも言われるんですけども、私たちには秘

書がないから。

**○五十嵐議員** あるべき姿と現実とをどう整理するかということも考えなければいけないと思うんですけれども、委員会でいろいろ、必要と思うものに関しては担当の方がいらっしゃると思うので、それなりに動いたり、市長部局に直接、委員会として請求したりとかあるわけですけれども、個別に議会事務局の職員にお願いするよりは、まずは、自ら調査権を持っているわけですから、政務活動費もありますし、その範囲の中で、それぞれ、私たちがやらなければいけないのではないかと、現実的にはそういうことではないかと思うんですけどね。

**○森戸座長** そうですね。

私たちには、個別に調査権というのは与えられていないんですね。議会に、委員会に調査権が与えられていて、だから、議員には調査権がなくて、（不規則発言あり）個別にはないんです。

だから、会派として何か調査をお願いするとかいうことはあると思うんですけどね。

なぜ、そういう話をしたかということ、情報公開コーナーとの連携とか、協力関係とか作らなくてもいいのかどうか。今、小金井市の市政資料はかなり、議会事務局にありますよね。ただ、先例集とか判例集なんていうのは使ったことがないですよ。あそこにわっと並んでいますけど。判例集、なかったですか、ありますよね。（「50冊ぐらい並んでる、あれ」と呼ぶ者あり）そうそう。前は都議会の条例も使っていたんですけども、今、ホームページで調べられるというのはありますけどね。判例集はなかなか使いこなせていないところがありますね。

すみません、今、五十嵐議員と斎藤議員からは、第2項を削除したらどうかと。第1項に包含されるのではないかと。

**○五十嵐議員** もう一つ。情報公開コーナーというのは、私たちが一個人としても、一市民として

も利用できる場所でもあると思うんですね。そこはまず前提として。

**○鈴木議員** という、今の五十嵐議員の意見を受け止めた上で、性格が違う、役割が違うということであれば、この第1項だけでもいいのではないかと考えています。

**○片山議員** 私は、議会が使うというか、議会の資料を、例えば、委員会とかいろいろなところで請求した資料とか、そういったものなんかについて、これは情報公開コーナーに置いてあったりしますか、図書館とか。今、委員会の資料をちょっと見せてほしいというときは、事務局に行ってみせてもらったりしているわけなんですけれども、少し前のものとか、そういったストックについて、図書室に置いてあったり、あと、ほかのところにもし、行っているようなことがあるのかどうか。どちらかという、議会の情報をその情報公開コーナーとか図書館とかに知らせていくというんですか、議会の情報を知らせていきながら、市民にもちゃんと分かるようにしていくとか、そういった役割を議会図書室が担っていくのかなと私は思っていたので、それで、第2項はそういった解釈をしているわけなんですけれども、ちょっと、今の実態だけ確認できればと思います。

**○飯田議会事務局次長** 情報公開コーナーに置いている委員会関係の資料でございますが、今のところ会議録のみで、委員会資料というものは置いてはございません。議会図書室には当然、置いてございますけれども、一般市民の方もご利用できるということで、議会図書室にお見えになれば見ることにはできるという形になっております。

**○森戸座長** どういたしましょうか。そろそろ3時になりましたので、ちょっと休憩して、皆さん、もう一度検討するというのでいかがでしょうか。では、休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時20分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、ナンバー42、議会図書室、第18条の協議を進めてまいります。

全体はよしとしていただいております、できれば、第2項も残す形で行ければいいのかなと思っております、ただ、先ほども申し上げたんですが、ちょっと、連携という言葉がどうしても違和感がある部分がありまして、協力を求めることができる、ものとするという定義にさせていただいて、市長部局と、ここは協議しなければいけないので、市長部局から、「ものとする」と言われると困るとか言われたら、また協議するとさせていただければありがたいと思っております、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 それで結構です。

それで、協力にしても連携にしても、具体的にどういう連携、どういう協力が可能なのかということも、ちょっと協議してみただけだとありがたいと思っております。

○森戸座長 協議するという、市の方とね。

○五十嵐議員 持ち帰って市の方と、市長部局と。

○森戸座長 市長部局と。

○五十嵐議員 と思っておりますので、お願いいたします。

○森戸座長 分かりました。それは、事務局の方で調整することになると思うので、こちらが求めているものをもう少し具体的に出した上でということになりますよね。漠然と協力と言われても向こうも困ると思うので。（不規則発言あり）そうですね、主に資料の貸し出しですね。

例えば、図書館だってあるわけですよね。議会として、委員会として団体貸し出しで環境問題のこうこう、こういう本について、ちょっと10冊ぐらい揃えてくれないかということもあるわけですね。今、図書館がやっている団体貸し出しは小学校とか学級文庫とか、そういうことなんですけど、

もっと、それは幅を広げてもいいのではないかと私は思っています。

○五十嵐議員 その場合、議会図書室にあるものも、同じように貸し出すということになるのかなのか。

○飯田議会事務局次長 先ほどもちょっとご説明しましたように、あくまで議員の調査・研究が主ということなので、こちらから貸し出すということにはならないと思います。また、なおかつ、先ほど申し上げましたが、第6条の方で、議員と職員のみという形になりますので、例えば市民の利用者が議会図書室にある本をとということにはならないという形になるかと思っております。

○五十嵐議員 それならいいんです。ただ、一方的にこちらは貸さないけどそちらは貸してということも、ちょっと、相手にどう取られるかということもありますので、こちらの立場を踏まえた上で、相手にちょっと確認していただけてということにさせていただければと思います。

○森戸座長 それで、白井議員の方からは、市民に広く活用されるということがありますが、先ほどの図書室の規定でいきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。いいですね。

では、ここは、第2項の文言を、情報公開コーナー等に対し協力を求めるものとするということでもよろしいでしょうか。

○片山議員 すみません、元に戻ってしまってあれなんです、市民一般ということについては、この議会図書室は利用できないということになるんですか。（不規則発言あり）貸し出しですね、利用はできるんですね。見ることはできるんですね、この管理規程のところ、第2条に書いてあるとおりということでもよろしいでしょうか。

○加藤議会事務局長 図書館につきましては、今、議員がおっしゃっていただいたように、図書室の管理規定によって、これは、議員の利用に支障のない限りという形では書いてありますが、市職員

及び一般に利用させることができるという形で規定しておりますので、一般市民の方が利用するというはできるということになっております。

○斎藤議員 特別大きな説明ではないんですが、財政事情というと、何か懐事情みたいなあれなんで、財政改革の視点と言った方がよりそれらしいかなと思います。

○白井議員 改めてご提案があった中でも、財政事情という言葉にしたいというのは、要するに、市が非常に困窮するとして、今以上に、よりもっと財布の中にお金がないという中においては、議会としても、そこに対する考え方を持たないといけないだろうという意味を持つての財政事情ということでもよろしいんですか。

○百瀬議員 今、白井議員がおっしゃった、困窮している状況のときのためということなんですけど、逆の場合、例えば豊かになった場合も、それに合わせてということでもよろしいんですか。（不規則発言あり）まあ、そういうこともあるのかどうかということなんですけど。

○森戸座長 休憩いたします。

午後3時30分休憩

---

午後3時32分開議

○森戸座長 再開いたします。

ということで、経済状況に応じた報酬にもなっていくということだと思います。財政事情ももちろんあるということですね。

財政改革というと、常に財政改革を議会がやるということは当然のことなんですけど、ちょっと、言葉上不一致になる可能性があるんです。

○白井議員 私も座長と同意見でして、財政改革というと、市の財政改革の中に議会の報酬の話を入れるのは、私は間違いだと思ってまして、基本的には議会、議員のあるべき姿としての報酬額が幾らかというのを審議を通してやるべきだと思うんです。

ただ、その財政事情ということていくと、要するに出すものと懐事情ということを加味してということになりますので、いいかなと思ってるんですが、やはり、ちょっと財政事情という言葉がこういう条文に入るとということに対する、何となくの違和感もありまして、もう取ってしまったらどうかと思うんです。

後ろの、市政の現状及び課題ということは、例えば財政事情なんかも含まれるという解釈でいくと、あえてこの財政事情、財政のことだけを書かなくてもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林議員 白井議員と基本的には同じなんですけれども、市政と財政の現状及び課題を考慮するという流れでいいのかなと。一応、市政と財政というのは一緒に並べられることもあるので、それでもいいのかなと思いますけれども。

○森戸座長 今、財政事情という言葉を取ったかどうかというご意見を頂きました。いかがでしょうか。

まあ、取ってもいいですかね。あるとね。いいですよ。

○鈴木議員 今の財政事情のところの提案、私はそれでいいのかなと思ってるんですが、その後の、市民の意見を聴取というのは、これはどういった想定で書いているんですかね。

○森戸座長 これは、公聴会もあるし、参考人もあるし、アンケートもあるし、それから、皆さんが町場に出て行って聞いたのも市民の意見だと思うので、あらゆるものであると。

○鈴木議員 丁寧にやるということですかね。分かりました。

○森戸座長 では、財政事情という言葉を取ってよろしいですね。第20条第2項、財政事情を取ります。

では、これはよろしいですか。次に行きます。

いよいよ最終盤です。ナンバー44、第7章、本

条例の位置付け、第21条であります。

ここは、いろいろ意見があるので、では、自民党からお願いいたします。

○中山議員 自民党では、最終的には合意が、今の段階ではできていないんですけども、上位法との関係を考えますと、議会における最高規範を前文と条文の中で明文化するよりも、前文で明記していれば市民に誤解を与えることはなくなるのではないかと考えまして、あえて条文の中に入れるのではなく、前文の中に位置付けを明確にすることで、より、この議会基本条例の位置付けを冒頭はっきりさせて、細部は条文で説明をするという形がいいのではないかとこのところでまとまりました。

○森戸座長 共産党は。

○水上議員 共産党はこれで「○」ということで、条文の中に、やはり、最高法規という言葉位置付けた方がいいと思います。

○宮下議員 すみません、公明党は一応、ここに書いてあるとおりですが、市の条例としては、他の条例と同列だが、議会においては最高の規範性を持つものと、議会における最高規範という認識が重要だろうと。これであれば、上位法との整合性を特にうたう必要はないと。条例における条文の位置は特にこだわらず、適切なところに1か所入れるということで、前文の記載はカウントしないとも書いたんですけども、前文にきちんと入っていて条文にないというのもいいかなと。それで、どうしても条文に入れろというのであれば、それはそれでもいいかなと、そのような意味合いで、一応、書いてあります。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 ここに書かせていただいたとおりで、第1項については了解です。これでいいのかなと考えています。

第2項について、ここに書いたとおりなんですけれども、条例に反してはならないと強い表現で

書いてあるんですね。思いはそうなんです、調布市のような工夫、趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりませんという表現にしているんですね。こういう工夫も検討してもいいのかなという考えです。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 基本的にはオーケーなんです、前文の方に、議会における最高規範というようなものが入るのならば、条文にはもう少し柔らかい書き方というか、議会運営における規範的事項を定める、これは流山市と同じなんです、そのようにした方が市民には分かりやすいのかなと思います。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 恐らく、第1条でも同じことを議論して、第1条は、第1班に送ったのが、全体との整合性の中でもう一度というようにお返ししているのではないと思うんですが、第1条とこの第21条の第1項は重なっていると思うので、私たちは、この第1項は削除して、第2項だけでいいのではないかと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 最高規範という言葉がこの条文に持ってくるのがいいのかどうなのか、ちょっと気になることなので、むしろ前文に一言載せておいて、条文には調布市の例ですとか流山市の例ですとか、この辺の表現でいいのかなと考えたものですから、全体のバランスを見て考えたいということでは言わせていただきました。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 私は、前文にも条文にも最高規範という言葉うたっておくべきではないかと考えています。位置については、どこにするかというのはもう一度検討が必要かなとは思っていますけれども、これは、是非とも載せておいてもらいたいなと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○齋藤議員 位置付けは前文のほかに、もう少し前のところで規定すべきではないかと思っておりますけれども、これも強しくはございません、どこかにあればいいと思います。

それと、第2項の、ほかの条例に対して、議会基本条例が優先するんだよという条項も、これは残した方がいいと思っております。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 前文でも記載して、これに該当する条項の中でも記載するという方がいいと思っております。条文の場所は、今の状態そのまま、第21条でいいと思っております。

必要であれば、上位法令との位置付け、関連付け等に関しては、逐条解説で述べればいいとも思っているんですが、あと、さっきの言い回しの話なんですけれども、前文と条文、両方で記載したいという思いはありますが、例えば、条文の方では、さっきどなたかも提案されたような、流山市の、規範的事項を定める、こういった言い方にしても、特にこだわりはありません。いずれにしても、両方記載するということが重要だと思います。

○森戸座長 以上、ご意見を頂きました。

非常に多種多様なご意見を頂いて、どうまとめたらいいかというのが正副座長の、昨日は10時から3時まで正副座長会議を行ったんですが。

(「どうするんだよ、まとめなきゃいけないのに」と呼ぶものあり)今、副座長のひとり言があるように、これはもう、本当にどうまとめるかとすごく悩んだんです。ただ、前文に明記してもいいのではないかという声がありましたので、前文に最高規範だということをうたってもいいのかなということは、一つ、あるかと思えます。

もう一つは、では、第1項をどうするかということと言うと、みんなの党がおっしゃるように、この条例は議会運営における規範的事項を定める、規範的事項であると述べてもいいのかなと。ただ、そうすると、生活者ネットから、同じことを言っ

ているじゃないかという声もあって、目的のところでは言っているじゃないか、わざわざ言う必要があるのかと言われると、うーんと考えるところなんです。正副座長としては、議会運営における規範的事項を定めると、一応、うたっておいた方がいいのかなということ、第2項については、民主党がおっしゃるような、調布市議会の表現です。条文に反してはならないということではなくて、市議会における条例等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重することという、そういう言い方がちょっと前向きな表現かなというのは、皆様のご意見を受けた上で、正副座長では話し合ったことなんです。

条文で規定してもいいという会派も多くあって、前文と条文の両方で載せてもいいのかなとは思いますが、ただ、そこだと、なかなか一致できないのかなと思ったんですけど。

○鈴木議員 その辺は多分、前文で議論していないところがここで出てくるのかなということなんです。なので、私たちも、前文の議論と併せて、ここまで来て改めて思ったので、このように書かせてもらったんです。

ここは、あえて「○」も「×」もしなかったら、いろいろ表現が、最高規範についての違和感というものも当初ありましたけれども、そこも含めて、位置も含めて前文の協議と一緒に並行して考えたいと思うんですけど、そうすると、また議論のまとまりが更に難しくなるのかなという思いもありまして、ちょっと悩ましいところです。

○森戸座長 条文上、専門的に事務局に伺いたいんですが、前文に述べていることを条文で述べるというのは、やはりおかしいですか。

○飯田議会事務局次長 重複して述べている議会もございます。それで、やはり、前文で規定というのは、趣旨といいますか宣言みたいなもので、全体的なことで述べているということで、条文というのは個々の条文になりますので、やはり、趣

旨としては別物になりますので、それぞれに述べておかしいということはないかと思えます。

○森戸座長 両方だというのは、共産党と公明党と、（「どっちでもいい」と呼ぶ者あり）公明党はどっちでもいい。あと、小金井をおもしろくする会。

公明党、何かありますか。前文の記載はカウントしないということは、前文に入れてもいいということではないんですか。（「前文1か所でもいいですよ」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。

（「第1条もあるからね」と呼ぶ者あり）第1条。生活者ネットがおっしゃるように、第1条は、この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。

○林議員 それで、1班での議論を受けて訂正したものを、多分、班長から正副座長にはお返ししているかなというのを、私も、すみません、今思い出したんですが。

○森戸座長 そうですね。

○林議員 すみません、私もちょっと言い回しが変わっているということを失念していて、大変申し訳なかったです。

○森戸座長 私もそうかなと思っていたんだけど、これは配っていなかったかな。

○林議員 まだ全員には配られていないと思うんですが、すみません、1班は、基本的事項を定めることによって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とするというのを、ちょっとはしょっていますけれども、それで提案していました。失礼しました。

○森戸座長 そうですね。

○林議員 なので、全く繰り返しということではないです。失礼しました。

○森戸座長 ないですよ。目的のところは、市民福祉を向上させるということが目的であって、規範的事項を定めることが目的ではないというこ

となんですよね。これはまだ全体のものにはなっていないので、そういう意味から言うと、いいのかな。

そうすると、正副座長案、もう一度読み上げますが、それでご検討をお願いできないかということでもあります。

一つは、最高規範を前文にうたうというのが一つです。それから、二つ目は、第1項については、この条例は、議会運営に関する規範的事項を定める条例であるということですね。それから、第2項については、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならないという、この二つでいきたいと思います。

これについて、もう一度持ち帰って検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そういうことでよろしく願いいたします。

最後、もう少しでございます。第22条の条例の検証に行きます。

これは、案①と案②がありまして、それぞれ表明をしていただけたらと思います。

自民党。

○中山議員 自民党は案①という結論になりました。

○森戸座長 共産党。

○水上議員 共産党も案①です。

○森戸座長 公明党。

○宮下議員 公明党も案①です。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 案②。

○森戸座長 みんなの党は。

○百瀬議員 案①です。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 案②です。ここに書いてありますように、所沢市議会を参考に検証してはどうかと考

ています。その所沢市議会なんですけど、毎年、検証して、その検証結果を議会評価報告書という形で公表しています。それで、この検証しているのは議会運営委員会なんですけど、そういった形で、丁寧に検証して、そこに入っていきることによって研修も兼ねるといって形にしてはどうかと考えています。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 案②です。案①と案②の差はどこかということ、必要に応じてということだけのようなんですけれども、必要に応じて検証すると第1項で言って、第2項でまた、必要と認める場合にはというように繰り返しになるので、第1項ではどこで検証するかを記載して、第2項では、必要に応じて適切な処置をとるといって分けたらどうかということで、案②を提案します。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 多分、これは案②なんだと思われます。必要に応じてというか、1年ごとがいいのではないかということで、案②になるかなと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 案②の場合は、具体的な期間を提案するというのであれば、私の場合は案①になるだろうと思います。初期不良という言い方がいいのかどうか分かりませんが、実際使ってみて、やはり、替えなければいけないということが起きたときに素早い対応が必要だと思っています。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 前にこれを議論したとき、もしかしたら私は案①の方だったかもしれないんですけど、今回、ちょっと改めていろいろ検証すると、やはり、案②の方かなと思っています。

定期的に検証することをもうシステムにしておかないと、必要に応じてというのが、結局、何も必要に応じて、もしくは必要と感ずるかど

うかを議会運営委員会に一々諮らないといけないので、やはり、定期的に定点で観測して、何ができている、できていない、それを諮って行って、協議して行って、できていないことは改善していくという当たり前のPDCAを回す仕組みを作った方がいいと思うんですね。

こういうことは、もう行政側にも、私なんかもよく言っているんですけども、作って終わりにになってしまうケースが、こういうものというのは往々にしてあるんですね。条例を作ることも今、いろいろ議論して、非常に時間をかけてやっているんですけど、結局、運用次第によってできたものの成果というのは大きく変わってくると思うので、ひとまず、1年おきぐらいにやるのが本当はいいと思うんですけど、例えば、毎年となると、もう毎年という言葉で結構、気持ちがブルーになってしまうかもしれないので、今、考えているのは、さっき改選後、まず、これまで入ってこられなかった初当選議員を含めて共有するということは必要ですよという話をしましたけれども、考え方としては、任期中に3回やるという考え方です。まず、改選後すぐ共有する。2年たったときに検証するという、最後に、任期が終わるタイミングでやるということが大事だと私は思っているんですね。要するに、改選後、どういう議員構成になるか分からない。もしかしたら議員の半分が変わってしまうおそれもあるかもしれない。そうなったときにうまく引き継げない可能性があるんで、結局、改選前の段階で申し送りみたいな形でまとめるという作業が必要かなと。

だから、そのようにして考えると、改選後すぐと2年経過後、改選前の3回を4年の任期中にやるという、それぐらいが当たり前かなと思っています。

○森戸座長 ということであります。

案①というのが、自民党、共産党、公明党、みんなの党、市民会議ですね。これで15人が案①で

どうかと。あと、案②というのが、民主党、小金井生活者ネット、改革連合、市民自治こがねい、小金井をおもしろくする会ということで分かれています。

1年ごとというのは、相当大変ですね。どこでどう検証するのかなんですよ。私がまたそういうことを言うてはいけないのかな。実際、具体的に、1年たつ最後のところの3月で全部できるかというと、1回では検証できないと思うんです。どうやって検証するのかなということもあって、それが1か月、2か月たっているうちに、もう新しい年度に入っていて、そして、遅れば遅れるほど、新しい年度の検証もまたどこかでやらなければいけないというのは、非常に無理があるのではないかなと思うんですね。ただ、必要に応じてという場合だと、本当にここはおかしいよねと言ったときにやることができると思うんですが、例えば、4年に1回は必ずやると。やったときに、検証をやっただけではだめなんですよ。それに対する対策、解決策を打ち出さなければいけないんです。その解決策を打ち出すまでに、また時間がかかるわけですよ。そういう意味で言うと、1年ごとから2年ごとというのはなかなか難しいのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

**○片山議員** 私もそんなに明確なイメージを持って書いているわけじゃないんですが、作った後というか、やはり、1年ぐらいたって見ないと、1年間の議会を通して見て、条例があって、議会報告会なんか、もしあるとしたらどういう感じだったかというのは、1回振り返るチャンスかなとは思っているんですね。その間に、先ほどの視察用に何か、他から視察に来たときにでも、またこちらから何らか、ほかの議員に説明するとかというときの資料というか、そういうものを作った方がいいんじゃないかというような提案もあったわけなんですけど、そういったものを見直ししながら作っていくということにはなると思うので、やはり、

割と早い時期を想定しておいた方がいいんじゃないかとは思っているんですね。それが毎年毎年かどうかというのは別なんですけれども、まず、作ってから1年後ぐらいは想定しながら、最初の見直しはちょっと考えた方がいいかなと思っているところです。

**○林議員** 今でも、議会運営委員会で議会改革というのはずっと議論が積み重ねられているわけですね。その中に、この条例の評価というもの組み込めるのではないかなと思っています。

所沢市議会のホームページに評価表も出ているので、見ていただいたらいいかなと思うんですが、そんなに膨大なものではなくて、幾つかポイントになるものを絞って評価しているということもあるので、それほど大変な作業になるとは考えにくいかなと思っています。

この所沢市議会、毎年、6月となっていますので、年度末の忙しいときに振り返りも一緒にやるということではなくて、少し、1年間がすっかり終わってから去年のことを振り返るというようなことをやっているようすし、改選後については、必ずしも6月と固定はしないと書いてあるので、その辺の、改選時の運用については少し柔軟性を持ってやっているのかなと思っています。今でもやっていることに、少し、毎年ここについてはきちんと見直しをしようという視点を加えるだけだと思いますので、それほど難しいことではないと考えています。

**○渡辺（ふ）議員** 何のために検証するかということが大事だと思うんですね。今もやっていることをしっかり形にしようということで、小金井市の場合は、そういったことを中心にやっているわけで、これができたかできないかという検証を、そうするまでもないというか、できていて当たり前というぐらいのものではないのかなと思っていて、それを、1年やってどうだったか、細かいことを検証して、時間をかけて、それは実のあるも

のになるのかなど。それよりも、そんなことを言  
ってはいけませんけれども、やはり、きちんと  
市民のために議会が運営されているのかというこ  
とを、それは常に考えていることすし、既にこ  
の中に書かれていることというのは、やはり、小  
金井市としてはやっていることなのではないかと。

検証して、そんなに新しいことが出てくるとも  
思えませんし、市民がそれを見たい、期待してい  
るというようなことになるのかなという気はする  
んですけどね。

ですから、毎年やるというのについては、どう  
かなと思います。

**○白井議員** 停滞してしまったら、もうそこで終  
わりだと思っているんですね。なので、まず、今  
やっていることを条文化させて、場合によっては  
新しい要素も盛り込んでいる部分もあるかもしれ  
ませんが、もう一つは、議員間討論にしても、討  
議にしても、まだ実態とは違うけれども、ここは  
できているよねという、ちょっとあいまいな要素  
を残しているわけで、そこは、でも、今、ここで  
一致して、条文化しているところがあります。

もっともっと必要であれば、ブラッシュアップ  
する必要もあるし、ここはできているから、今度、  
このようにやってみようかということも含めて、  
改善する余地というのは多いにあると思うし、改  
善する余地がないと皆さんが思われているのでし  
たら、非常に残念だと思います。

ですから、そういうことも含めて、まず、条文  
として書かれていることがきちんとできているか  
ということをちゃんと検証するのは当たり前のこ  
となんですけれども、プラス、こういうことがあ  
ったよねということ踏まえて、改めて何か条文  
を改正するとか修正するとか、更により良い議会  
を目指していく活動を止めてはならないと思うん  
です。常にそれを毎日考えてやっていくというの  
が、議会として求められていることですから、そ  
れをやるべきだと私は思います。

**○鈴木議員** この集約シートには、ひとまず、2  
年後に一度振り返ると書きました。これは、1年  
ごとというのは、やはり、座長のご心配と一緒に、  
なかなか、1年ごとと決めてしまうのは辛いだろ  
うなという考えです。しかし、検証は必要だと思  
っていて、議会報告会、きっと、やり始めたらい  
ろいろな課題が見えてくると思っています。これ  
を適宜、見直していく必要はあるのかなと思って  
いまして、必ずしも、そういう形で考えていくと、  
案②にはこだわらない。必要に応じてという考え  
方でもいいのかなど。もしかしたら、それは1年  
後かもしれないし、必要ないかもしれないという  
ことで、弾力的運用ということでは案①でもいい  
のかなという考えです。

**○白井議員** ちょっと付け足しますと、議会の常  
識は世間の非常識という人がいます。そのように  
私も感じる場所もあります。私が議会に入って  
1年4か月たちますけれども、今でもやはりそう  
いうことは、別に小金井市議会だけを見てではな  
いんですけどね、いろいろな議会の話を聞いて、  
非常にえっというの、ものすごくいろいろな話  
があるんですね。

そういうことを含めて、やはり、議会という世  
界はちょっと、一般的に考えられているプロセス  
とは違う歩みをしているなど感じています。だか  
らといって、完全に民間とか一般と、では、何と  
比較してそう言っているの、みたいなどころもあ  
ると思うので、必ずしも、民間の企業と比較して、  
それが適切かという、そうではないと思うん  
ですけども、例えば、こういう議論もそのように  
感じます。作った方がいいが、その後、検証する仕  
組みをきっちり明確にしていけないというのは、ち  
ょっと、これは無責任だと思いますね。市民には  
説明つかないです。

**○五十嵐議員** 必要に応じてとか、必要と認める  
場合はとかという、その辺のところ、この条文  
だけで、ちょっとよくイメージが湧かなかつたと

どうか、そういうわけで案①の、必要に応じては取った形で、案②の方がいいのではないかと私は思ったんですが、必要に応じて検証するということになると、もう、ある意味改正が前提に近いものになるのかなとちょっと思って、必要だから検証しようと思うときというのは、多分、前提として、もう改正を視野に置いた話なのかなと、ちょっと思ったんですね。

それで、必要に応じて検証するという言い方は、頻繁にあるか、それとも、何年に一遍しかないか分からないんだけど、必要に応じてですよ。だから、ここの必要に応じてというのは、むしろ、定期的な検証を前提としていないというか、改正を前提としたイメージにちょっと捉えたんですね。

それで、私は、ここの部分は要らないのかなとちょっと思ったんですけど、そういう意味では、今までの議論を聞いていて、例えば、4年に一遍は検証するとか、そのような決め方をする方が条例の趣旨に沿っているのかなと。

ちょっと、1年、2年に一遍というのは、実際問題、きついのではないかと私は思うので、4年に一遍だったら新しい方の研修にもなるし、4年に一遍が実態として可能なのところではないだろうかと思います。

**○斎藤議員** この検証作業について、皆さん、多分、少し定義が違っているんじゃないかなという気がするんです。ただ単に、この条例を改正する、見直していくということであれば、日常の議会運営委員会の中の議会改革で十分、それは検証していくことができるということもあるし、また、多分、白井議員のイメージの中で言えば、前文から全ての条項に対して、それぞれ、何ができているか、できていないか、必要か必要でないかという判定をして、言ってみれば、この議会基本条例の代表者会議に近いようなものを行うと想像していらっしゃるのかもしれないし、その辺でちょっと今、温度差が少しあるのかなと思っています。

その中で、私なんかは、議会改革の中でこの条文の文言に問題があればその都度出していけばいいのかなと思っておりまして、また、その定期的な見直しということが、その場合、どういう位置付けになるのかを意見交換した方がいいのかなと思っています。多分、どちらの条文にしろ、検証するという点に関しては否定している人はいないわけですから、そういう意味で、私は、条文にはこだわりませんが、また、ここで期間を決めて行うことには反対と書いてありますけれども、期間を決めたから、その間だけは条文を変えてはならないという読み替えにならないようにしてほしいというだけであって、皆さんの議論で、ここは私、あまりこだわっていません。誰もが検証することには賛成だと思いますし、反対だと言われても、議会改革の中で、議会運営委員会の委員であればできることだと思っていますので。

**○森戸座長** ということですね。

**○片山議員** 質問というか、この条例は大体いつごろできることを想定しているのでしょうか。

**○飯田議会事務局次長** 皆様にお示ししておりますスケジュール的には、平成27年9月に条例提案という形で組んでいるところでございます。

**○片山議員** 9月提案で、施行はその後になるということですか。

**○森戸座長** そうです。

**○片山議員** そうすると、もう改選の時期になってくるので、改選前には、やはり、私は一度見直した方がいいと思います。

**○森戸座長** 改選前に見直す。できたばかりなのに見直す。それは運用してみないと検証はできない。

**○中山議員** やはり、アクションを起こせばいいという話ではなくて、きちんと検証していく必要があると思うんです。

それで、どんなケースが起こるかというのは、ある程度、別に長い間放置するという意味ではな

くて、ある程度期間を見ないと、まず皆さん方  
個々で検証はできないと思うんですね。だから、  
やはり、ある一定期間は置く必要があって、作り  
ました、すぐ変えますというのでは、だったら最  
初からきちんとしたものを出さないといけないと  
いうのもあって、実際に運用してみたら、想定し  
ていなかったようなことが起こる可能性もあるじ  
ゃないですか。そういう意味で言うと、ある一定  
の期間は必要ではないかと思います。

○森戸座長 あまり新しい条例になっていないん  
ですね。新しいものをほとんど盛り込んでいない  
んですよ。残念ながらと言ったらいけないかもしれ  
ないけれども、だから、そういう意味での検証  
というのがどうあったらいいのかなと。ほかの市  
議会みたいに、今までやっていないことをやって  
みようというので、条例にうたって、それができ  
ているかどうかの点検というのは、それはある程  
度必要なんだろうと思うんですけどね。

ただ、私たちも、やってきたことがどうだった  
のかという検証は、これは否定するつもりはない  
んですけれども、どういう形でやったらいいのか  
というのは、斎藤議員がおっしゃるように、期間  
を決めて行うことには反対とあるんですが、あま  
り1年ごととか2年ごとという、議会運営委員  
会だって、今、30ぐらいある議会改革、ほとんど  
進んでいないですからね。全会一致にならないし  
ね。一致にするまでどれぐらい時間がかかるかっ  
て、この議会基本条例を見ていただくと分かる  
と思うんですけども、そう簡単な話ではなくて、  
それを、議会運営委員会が常にやるというのは、  
かなり時間を取られますよね。

今も、議会改革を行うために、閉会中、2回ぐ  
らい議会運営委員会を入れたりとかするわけす  
ね。それ以外に常任委員会があり、議会基本条  
例のこの会議がありという流れですから。

○片山議員 もちろん、スケジュールというのは  
よく分かるんですけども、ただ、これを作って、

それでまた次、改選になってしまうと。それで、  
ここに全員残っているとは限りませんので、やは  
り、作ったものがどうだったのかということ、  
一度、改選前には、どれぐらいの検証のものにす  
るかは分かりませんが、ある程度のもは  
何かしら、意見交換した方がいいのではないかと  
私は思います。

○水上議員 検証の仕方、案②のところ、定  
期的にやると言ったときに、私の印象では、前文  
から全ての条項に当たってもう一度各会派から、  
運用してみてどうなのかという意見を出し始め  
ると、大変な作業になる気がして、不一致点が  
また不一致として出てきて、議論になるみたい  
な印象があるんですね。

私たちも、十分議論してきて、ある程度どこ  
が不一致なのか、どういうところが運用上で課  
題なのかというのは、ある程度共有できている  
のではないかなと思うんですね。だから、私  
は、実際やってみて、例えば、全員協議会開  
催が要求されるようなことがあって、この議  
会基本条例とそごがあるとか、もう少し変  
えた方が実際的だとかということになった  
ときに協議する、検証していくという  
方が実際的ではないかなと思うんです。

私たちも、検証しないというわけではなく  
て、日常、不断に検証するものとして、何  
か不具合があったり、こう変えた方がい  
いという問題意識があったときに、その  
ことについて議論するとしていった  
方が、すごく実態的なのではないかと。  
つまり、車検型みたいな形で、全部  
もう一回、一から最後まで点検し  
始めるのか、それとも、実際や  
ってみて問題だと思ったことにつ  
いて、すぐ検証しようということに  
するのかという違いではないかと  
私は思っていて、それが、必要に  
応じてということではないかなと  
私は理解して、そのように  
やった方が実態的だし合理的  
なのではないかなという  
感じなんです。

○五十嵐議員 それはよく分かるんです。私が言

った、さっきの話の場合も、不具合を見つけてしまったら、やはり、それは即座に提案して、ここはちょっと問題ではないでしょうかということを議案にかけるのは必要だと思っているんです。それは、必要に応じてというのは、そういう意味では分かりますし、それはいつでも必要なものだと思っているんです。

ただ、検証というこの部分に関して言うと、そういうイメージではなかったものですから、全体的にできているのか、できていないのかという、いわゆる全体をしてみるという意味で捉えたので、その全体を見るというのは4年に一遍やってもいいのかなと思ったんですね。それは、新しい人は一回、そこで全体を見られるという機会も含めて、それで、見た結果として、多分、もうでき上がっているものだから、そんなにたくさん、ここはどうしよう、あそこはどうしようということにはならないのかなというイメージなので、ただ、1回網羅していく機会を検証というイメージで捉えたということです。

**○宮下議員** 今の水上議員の車検型という表現がすごく分かりやすいかなと思って、今、聞いていたんですけども、公明党としては、こここのところは案①で出しているんですけども、これは、要するに、どちらかというとブレーキ修理型、だから、ブレーキの効きが悪くなってきたときに、必要に応じてブレーキの修繕をするというようにして安全な運行を図るというか、より良いドライブ環境を作っていくというか、だから、必要に応じてきちんと車両整備していけば、きちんとした安全運行ができるということで、案①でいいのではないかなという感じなんですけれども。何年かに1回、車検を受けなければいけないということになると、実際問題、大変なことになるのではないかなと思うんですけども。全部ばらして、もう一回組み立てるわけですから。

**○白井議員** 今の水上議員と宮下議員の話でいく

と、私としては、両方あってしかるべきだと思うんですね。なので、ブレーキとかとおっしゃいましたけれども、要するに、不具合とか故障があったときに、それを直すという対応ですね。それは、当然あるものだと思っていたので、それについては触れませんでしたけれども、もう明らかにこれは変えるべきだ、おかしいということがあれば、それに対しては、当然、その場に応じて修正するというのは当たり前だと思っています。

車検型と言いますけれども、全部ばらしてという印象ではないんですね。どちらかというと、点検に近い話です。だから、事故が起こらないように点検をするという意味なんです。全部ばらばらにするという感覚ではないんです。だから、全部の条文に、一個一個、会派集約用紙を渡して、集めてこのようにやるというのではなくて、ただ、イメージとしては、議会運営委員会ではなくて、やはり点検する委員会、会議みたいなのを、そのときに応じて開いて、できている、できていないという点検で、何か一々全部、全部の条文に全部の会派の意見を集めるとかというのは、ちょっとそぐわないと思っているんですね。新しい条文提案があるのだったら、一個一個そういう形で対応するのはいいと思うんですけど。

例えば、点検していく中で、ここはちょっと何か不具合があったねというのであれば、そこは、もしかしたらばらしてやるかもしれないですけども、何となく、そんな、点検、ちょっと気になるころがあれば、そこは更に開いて見てみるというような感じをイメージしています。

**○片山議員** 私は、最初のうちはと思って書いていたんですね。ですので、先ほども申し上げたように、条例ができる時期から考えると、もうすぐに改選を迎えてしまうので、その前には、何らか、やはり、できてどうだったかという振り返りが必要で、それをまた次の議会に送っていくというような、そこで、何か改正ができなくても、申し送

りをしていくようなことができればいいのではないかと、一番最初のところではそのように思います。

次の任期、改選後の議会の中では、五十嵐議員がおっしゃっているように、4年に1回という形でもいいんじゃないかと思うんです。それが、先ほどの研修の話がありましたけれども、初めて当選した議員も含め、新たな議会の中で、きちんとそうした研修をしていく中で、その検証のやり方についても検討すると。検証と研修というのがどのようにできるかというのは、ちょっと、そこはまだ詰めていないですけれども、ただ、研修をきちんとすることによって、次の検証のやり方についても検討していくというような、そういう形で、次の任期のところでは4年に1回という形もできるのかなとも思いました。

○小林議員 運用が始まって1年ぐらいの、任期が終わるぐらいのタイミングで意見集約用紙ぐらいの意見の集約をして、また玉手箱にふたをするようなことをしてもいいとは思いますが、それは、まさに必要に応じて、そのときの状況でやればいいと思うんですけれども、先ほどから出ているように、あまり新しい改革がないので、検証といってもなかなか難しいかなというところもあって、実際、いろいろな議会を見て勉強させていただいた中で、バージョン1からバージョン2というところでは、結構、いろいろごちゃごちゃあって、先ほどもあったように、議会運営委員会の中での議会改革というのは、もう日常的に提案というのは認められているし、議論も続いていくわけで、議会報告会等に関しても、広報広聴的な機能を持ったところはどうなるかあれですけど、そういったところでも議論がされていくわけですので、多分、そういう議論が、今まで積み重ねる中でも、それは議会改革ねと言って切り離してきたものもありますね。そういった議論も進んでいくという中で、幾つか、そういう大きな議会改革

の柱とか、今後、もうちょっと煮詰めなければというのが出てきたときに、他市とかの例でいくと、議会基本条例バージョン2が、そろそろ検討開始しなければいけないねみたいな時期が来て、何かもう一回検証しつつ検討委員会ができ上がるみたいな、塩尻市とかそうだったのかなと思いますけれども、そういうやり方というのものもあるのかなと思ひまして、要するに、新しい取り組みが入ってきたら、やはり、それが実際どう運用されているかという定期的な確認というのにも必要になるのかもしれないとは思いますが、現状は、そういう議会運営委員会とかの機能も使いながら、常時、点検をしているということになるのではないかと思います。

○中山議員 まだ協議をしてまとめていかなければいけないところはあると思うんですけれども、ただ、今の段階までの議論の中で見ていると、おっしゃるとおり、大きな問題はないかなと。運用していても、今まで、小金井市議会がやってきたことが原則、明文化されているということになっていますので、そういう意味で言うと、どうしても改選前に一度、検証したいということであれば、そこら辺は、やってもいいかなと思いますけれども、あまり問題はないのではないかなとは考えています。

○鈴木議員 まだまだ、この検証の定義が一致していないという感想です。自分自身も少し固め切れない。会派の中としても、まだ固め切れないという思いを持っています。

ただ、ある程度、一定期間運用して、議会報告会の取組ということになれば、その準備に携わる担当が毎回、多分、いろいろな問題というか、障壁にぶつかると思うんです。このときに、条文の改正ということではなくて、そういった意味での見直しというか、報告会の運用のところでは、きっとそういう見直しが毎回必要になってくるだろうなという思いと、あと、座長がおっしゃって

たように、新しい要素をいつ入れ込んでいくかということも視野に入れて、ここは検討しなければいけないという思いは、私も同じなんです。

かといって、話がまとまらないんですけども、議会報告会にもかなりの手間がかかるということ、私たちが視察で学んできていますので、ここのバランスもあるのかなと思います。やはり、皆さん、相当忙しいので、議会報告会もおそろかにしたくないということになると、それ相応の手間と時間がかかると思うので、そこをあまり抽象的な表現で、必要に応じてしてしまうことにも、まだまだ問題があるのかなと思ってまして、まだまだ少し、このテーマについては会派の中でも協議したいなという思いを持っています。

ちょっとまとまりきらないですね。

○森戸座長 分かりました。

○百瀬議員 私どもが、この必要に応じてという表現にしたのは、決して定期点検を拒否しているわけではなくて、ある意味、積極的に改善すべき点があれば改善していきたいという思いを持って、必要に応じてということにしております。

今回、条例が制定されて、運用されて、即改選というような中で、基本的には、改選前に1回、何らかの見直しが必要だろうなということと、その期間の中で定期点検をどのように作っていくかということの議論をしていけばいいのかなと思っております。

○中山議員 例えば、案①の話になりますと、案①も案②も議会運営委員会において検証するものとするということになっているので、例えば、議会運営委員会の中で、議会改革の調査票みたいなものがありますよね、あの議会改革で提案して、例えば、議会基本条例のこういった部分がこうだから、こうしたらどうかとか、そのような形で議会運営委員会でも提案できれば、ある一定、検証もできるし議論もできるのではないかなと、ちょっと、方法論から入ってしまいますけれども、可能では

ないかなと思ってまして、私は、自民党の意見は案①ですけれども、必要に応じてというのは、そういう形で、絶えず変えるというか、議論ができるのではないかなと思ってます。

○斎藤議員 検証の定義がまだ違うんじゃないかという発言もありましたし、私もそう思うんですけども、要するに、検証作業が点でできるのか、何か月にわたって、半年、1年かかって検証するのか、そういうことになるのかならないのか、その定義の中でも違う状況の中で、短期間の検証というのは、設定というのはなかなか難しいのかなと思ってまして、平成27年9月に制定して、そこで条例提案したとしても、みんなでやりますから、多分、その月にはできるでしょうと。改選が平成29年3月ですね、1年半ぐらいになるのかな。それでとりあえず検証した方がいいという方もいらっしゃるんですが、その検証作業というのは、その前、どのぐらいからやるかなんですね。なかなか、そこでは難しく、それぞれの意見集約を表のような形で、意見表明をして次に申し送るというレベルに、きっと、ならざるを得ないような気がするんですね。

どうしても改選という時期があるので、ですから、先ほど白井議員の提案があったように、改選したときには、検証も含めてそういったことをやる、2年に1回、できるのか、できないのか、その任期が終わったときに意見表明するのか、それくらいのレベルになってしまうのかなと、現実面としてはそんな気はしないではないですね。

そここのところで、検証作業の認識をある程度一致させないと、この話はこれ以上前に進まないのかなという気がちょっとするんですね。その作業も必要かなという気がします。

○森戸座長 おっしゃるとおりですね。どういう検証作業になっていくのかのイメージによって違ってくると思うんですね。

それで、まだ第2班に投げるとまずいですか。

○白井議員 もし可能であれば、さっき林議員が所沢市議会を紹介されたように、他市の事例をもう少し研究した方がいいかなと思っています。それは、それまでの議会の在り方とか、その辺は議会によって違うと思うんですけども、各市議会が最近やられているところが、どのようにやっているか、その辺、いろいろメニューを出してみ、その中から小金井市に合ったところをチョイスして考えるということ、一回、ちょっと挟んだ方がいいような気がします。

○森戸座長 所沢市議会のことは、生活者ネットから、資料は出したいという話があったので、次回でいいと思うんですが、確か、先日行った上越市議会でしたか、あそこも評価をやっていましたよね。それは資料であるので、そういうことを見ながらでもいいかなと思いますので、私は、第2班でちょっと協議していただいていたんですが、もう少し議論する必要があるかなということ。

○中山議員 一応、全会派は当然のことながら、検証する必要があるということでは一致しているんですね。

○森戸座長 そうなんですよね。それで一致していると。ただ、中山議員だったか、五十嵐議員だったかがおっしゃったように、議会運営委員会でやるのがいいのかどうかという。

○中山議員 自民党は、もうこの案①、案②のひな形が、議会運営委員会で検証するという事になっていたので、それを前提に議論しています。

○森戸座長 白井議員でしたか、すみません。

その辺りもあるので、では、もう一度これは議論するというふうにしたいと思います。

それから、五十嵐議員の方から、第2項で必要と認める場合はという、ここの関連があるというお話がありました。もうちょっと早く言えば良かったんですが、正副座長では、やはり、これはちょっとおかしいねという話になっていて、並ん

で出てきてしまうとおかしいので、第2項は、前項の検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとするの方が分かりやすいでしょうかという話をしています。

ちょっと、そこの文言を変えることも含めて、各会派、もう一度ご検討いただけないかと思いません。資料は次回、提出させていただきます。

本日はこの程度にとどめて散会したいと思います。よろしいですか。（不規則発言あり）

ごめんなさい、生活者ネットで持ち帰っていた件について、いかがでしょうか。

○林議員 お時間を頂いてありがとうございました。持ち帰って検討しました。第4項削除ということで結構です。

○森戸座長 では、生活者ネットが第4項削除でよろしいということですので、これは第4項削除でよろしいですね。逐条解説を含めて検討することです。では、これは一致いたしました。課題は残っていますが、全体的には第17条は一致したということで確認いたします。

では、本日はこの程度にとどめて散会いたします。

午後4時34分閉会